

栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画第3版(案)概要について

1. 目的

「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例」の具現化を目指し、この条例の実効性を高めるための仕組みや施策を定め、市民参画と協働によるまちづくりを総合的・計画的に進めることを目的とする。

2. 計画の名称 栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画第3版

3. 計画期間 令和7年度～令和11年度

4. 計画の位置づけ

「第六次栗東市総合計画」を上位計画として位置づけ、栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例の具現化を図るため、「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画第3版」を策定するものであり、また「第九次栗東市行政改革大綱」の方針4「民間事業者など、多様な主体との連携」において、市民参画と協働の取り組みについては、「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画」に委ねるとしているものである。

5. 策定体制、経過

- ・栗東市市民参画等推進委員会の開催(4回予定、3回実施済)
- ・パブリックコメントの実施(令和7年1月～令和7年2月実施予定)
- ・市民(618件)、事業所(130社)、市民団体(43団体)へのアンケート実施
- ・市民団体ヒアリング実施(4団体)
- ・各課現状調査の実施

6. 現状と課題

(現状)

- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響で大幅に市民活動が制限され、計画で挙げていた3つの成果指標全てにおいて目標値が未達成。
- ・協働によるまちづくりが進められていると思う市民が少なく、市民と職員の協働に対する認知度が低い。

(課題)

- ・市民活動団体が活動しやすい環境づくりなどの支援が必要である。
- ・市民と職員が、協働に関する事業の周知や必要性の認知が不足している。

7. 基本的な考え方

SNSなど多様な媒体を活かした情報発信や市民活動団体やNPO法人などの中間支援組織の育成・支援や協働によるまちづくりの推進に向け、コーディネーターの役割を担える職員の配置や育成、研修などを通じ、協働に対する職員の意識醸成のための研修や先進事例の情報提供を行い、伴走型の支援を行っていく。

8. 主な内容変更

- ・基本目標の追加
基本目標を「環境づくり」「担い手づくり」「情報の発信・共有」「市政への参画」に加えて「市の推進体制」を追加。
- ・成果指標の変更
アンケートによる成果指標を参考指標へと変更し、新たな成果指標として「市民団体支援制度の申請団体数」に変更。
- ・進行管理の見直し
計画期間内に実施する市民等へのアンケートを1回から2回に変更。
1次評価として、「市民参画と協働によるまちづくり専門部会」と「関係課会議」を追加。

『栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例 行動計画第3版』概要版

めざす姿

市民活動が活発に行われ、
様々な協働によるまちづくりが進んでいる
元気で活力のあるまち

スローガン

みんなでつくる 元気なまち りっとう

目的

「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例」の具現化を目指し、この条例の実効性を高めるための仕組みや施策を定め、市民参画と協働によるまちづくりを総合的・計画的に進めることを目的としています。

計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

本市の現状
(人口の動向)

本市の人口は、今後減少局面に向かうことが予想されています。
人口構成も、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)が減少する一方、老年人口(65歳以上)が総人口の3割程度を占めることが予想されます。
高齢化の進行により、税収の減少や社会保障費の増加など、行政サービスの維持困難や様々な分野における担い手不足などがより深刻になるおそれがあります。
今後さらに増大する地域課題に対応するため、これまで以上に行政と地域・市民が協働し支えあうしくみの充実が求められています。

基本目標

- 環境づくり** ・多様な主体とのネットワークが構築され、誰もがまちづくりに参加しやすい環境が整っている。
- 担い手づくり** ・自分が住む地域を良くしたいと考え、地域課題に取り組むことができる市民が増えている。
- 情報の発信・共有** ・行政情報やまちづくりに必要な情報を広く発信・共有できている。
- 市政への参画** ・市民が政策の形成や実施、評価などに参画し、市民ニーズに対応したまちづくりができている。
- 市の推進体制** ・全ての職員が協働に求められるスキルを身につけ、伴走支援と組織横断的な協働を実践できている。

役割
(条例より抜粋)

○市民

・市民は地域社会の一員であるという認識のもと、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、地域の課題解決に向けて協力して行動します。

・市民は、参画及び協働にあたっては、全体の利益を考慮し、自らの意見と行動に責任を持ちます。

○市

・市は、市民の多様な意見及び情報を考慮して市政を運営するために、市民の参画及び協働の機会の確保とともに、情報の提供に努めなければなりません。

○市民公益活動団体

・市民公益活動団体は、自己責任のもとに、それぞれの市民公益活動の推進に努めます。

○地域コミュニティ団体

・地域コミュニティ団体は、それぞれの地域が目指す地域社会の形成に向けて、身近な課題の解決等自主的な活動を推進し、住みよい地域づくりに努めます。

○事業者

・事業者は、自らの責任と役割を自覚し、地域社会の一員として、社会貢献意識を持ちながら、市民参画と協働によるまちづくりについて理解を深め、他分野にわたる専門的な資源を活かし、自発的に市民参画と協働によるまちづくりの推進に協力するよう努めます。

栗東市市民参画と協働によるまちづくり協働条例行動計画【概要版】（令和7年度～令和11年度）

計画策定の趣旨

「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例」に基づく「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画」（第2版：令和2年度～令和6年度）が策定から5年を迎え、「第6次栗東市総合計画（後期計画）」による新たなまちづくりのスタートとあわせ、本計画の見直しを行いました。本計画は、市民参画と協働によるまちづくりを基本に、市民や地域が主役となるまちづくりを進めていくために必要となる施策や取り組みを示しています。

これまでの取り組みと課題

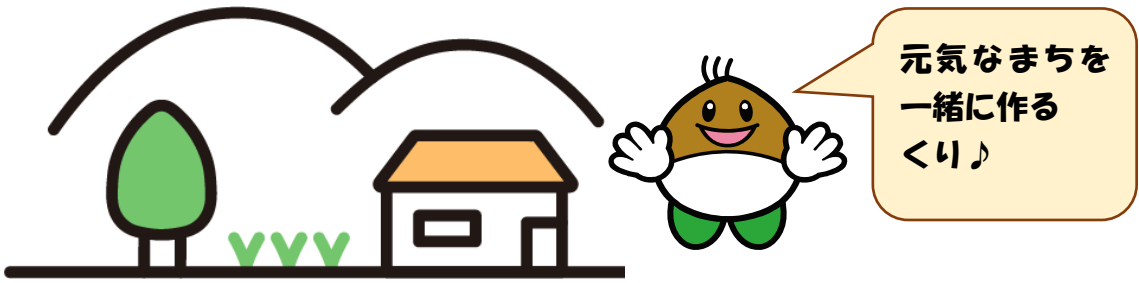
環境づくり 【取り組み】 ○「未来へつなぐ市民活動応援事業」の創設 ○大手コンビニチェーンや大手損害保険会社と包括連携協定を締結 【課題】 ●ボランティア市民活動センターやコミュニティセンターの有効活用 ●市民活動支援制度の継続的な周知と利用しやすい制度への見直しおよび利用促進	担い手づくり 【取り組み】 ○市民活動に役立つテーマで市民学習会を実施 ○市職員を対象に、協働をテーマにした研修を毎年実施 【課題】 ●高齢化や多様な活動実施のため、市民活動の担い手やリーダーの継続的な育成 ●市職員の意識向上、コーディネーターの役割を担える職員の育成	情報の発信・共有 【取り組み】 ○「りっとうミツケーター」の養成講座などの開催。 「まちづくり通信」などによる市民活動事例の紹介 ○元気創造まちづくり事業成果報告会などを通じた情報共有と連携への発展 【課題】 ●様々な方法を活用したわかりやすい情報の発信 ●新たな機会の創出や市民講座などの場を通じた市民が交流できる場や機会の創出	市政への参画 【取り組み】 ○「市長への手紙」「市長のこんにちはトーク」「まちづくり出前トーク」などの開催による、市の施策への市民の理解促進と、市政への意見聴取 ○審議会、アンケート、パブリックコメント等の実施による市政参画機会の拡充 【課題】 ●市民への広聴制度の周知と市民の参加への取り組み
--	---	---	---

本計画のめざす姿と目標・推進内容

市民活動が活発に行われ、様々な協働によるまちづくりが進んでいる元気で活力のあるまち

成果指標	参考指標①	参考指標②	参考指標③
市民団体支援制度の申請団体数(累計値)	協働によるまちづくりが進められていると思う市民の割合	自治会などの地域活動による住民自治のまちづくりが推進されていると思う市民の割合	協働による社会貢献活動を実施したいと思う事業所の割合
現状値 34 件 ⇒ 目標値 40 件 (前回計画期間) (今回計画期間)	現状値 30.3% ⇒ 目標値 47% (令和5年度) (令和10年度)	現状値 57.3% ⇒ 目標値 70% (令和5年度) (令和10年度)	現状値 72.3% ⇒ 目標値 75% (令和5年度) (令和10年度)

基本目標1 環境づくり 【推進内容】 ①中間支援組織の育成・支援及び組織体制の充実 ②市民活動支援と市民提案制度の活用促進 ③企業等の多様な主体との連携・ネットワークの活用 ④市民や事業者のシビックプライド（市に対する市民の誇り）の醸成	基本目標2 担い手づくり 【推進内容】 ①まちづくりに主体的に関わる人づくり ②まちづくり活動の担い手づくり ③協働によるまちづくりに取り組む職員の育成 ④コーディネーターの役割を担える職員の配置や育成	基本目標3 情報の発信・共有 【推進内容】 ①多様な機会やメディアを活用した分かりやすい情報の発信 ②市民（市民公益活動団体）が交流できる場や機会の充実 ③市民（市民公益活動団体）が情報発信・共有できる機会の充実	基本目標4 市政への参画 【推進内容】 ①広聴制度の充実 ②市政への市民参画機会の推進	基本目標5 市の推進体制 【推進内容】 ①市民団体への伴走支援体制の確立 ②組織横断的な支援体制の確立
--	---	---	---	---



具体的な施策一覧

項目	推進内容	施策
環境づくり	中間支援組織の育成・支援及び組織体制の充実	・活動団体へのニーズ調査 ・ボラセン、コミセン等との定期的な協議による市とのつながりの強化 ・中間支援組織が多様な領域をつなぐ体制の構築
	市民活動支援と市民提案制度の活用促進	・元気創造まちづくり事業の実施 ・地域振興協議会活動支援事業補助 ・協働事業提案制度に対する市民からの意見聴取および制度の在り方の検討
	企業等の多様な主体との連携・ネットワークの活用	・地域と協働する企業の育成 ・自治会・地域振興協議会との連携強化 ・民間事業者との協働による事業の実施 ・事業者との協力連携による災害時応急復旧体制の充実
	市民や事業者のシビックプライド(市に対する市民の誇り)の醸成	・地域の魅力を外部に発信 ・市民が自らのアイデアや活動を実現できる環境の整備 ・市民参加型のイベントやプロジェクトを支援するための枠組みの構築 ・イベントなどを通じて、地域の魅力を再発見し、抱えている課題の解決策を提案 ・自治会や地域振興協議会の活動を促進し、住み続けたいと思えるまちづくりの実施
担い手づくり	まちづくりに主体的に関わる人づくり	・元気創造まちづくり事業の実施 ・各種市民講座や市民大学の充実と活性 ・生涯学習講座を活用した学習機会のきっかけづくり ・自治会加入の促進 ・ボランティアへのポイント制度の活用促進
	まちづくり活動の担い手づくり	・ボランティア観光ガイドや福祉人材の育成および活動支援 ・市民による国際交流の実践 ・地域活動のリーダー育成 ・市民参画と協働による市民学習会の開催 ・元気創造まちづくり事業実施団体との連携による担い手との協働
	協働によるまちづくりに取り組む職員の育成	・協働推進にかかる市の組織内での情報共有 ・市職員の理解促進とスキルアップを図る職員研修の実施 ・ファシリテーター等の養成と意見の汲み取りスキルの向上
	コーディネーターの役割を担える職員の配置や育成	・元気創造まちづくり事業サポート講座の実施 ・ボランティア市民活動センターやコミュニティセンターとの定期的な協議を実施
情報の発信・共有	多様な機会やメディアを活用した分かりやすい情報の発信	・広報紙やホームページ、SNSなど多様な媒体の特性を活かした情報発信の充実 ・デジタルを活用した情報発信等をテーマにした市民学習会の開催 ・さまざまなイベントの機会を活用した効果的な情報発信 ・まちづくり通信を活用した事例紹介
	市民(市民公益活動団体)が交流できる場や機会の充実	・元気創造まちづくり事業成果報告会の開催 ・市民活動サポート講座における意見交換の機会創出
	市民(市民公益活動団体)が情報発信・共有できる機会の充実	・様々な方法を活用した市民公益活動団体等の活動内容の情報発信・共有 ・市民による情報発信
市政への参画	広聴制度の充実	・市民が意見を出しやすい意見聴取の方法や、共に理解を図る場の検討 ・市民と市の懇談会の場の充実 ・市民から提案された意見の共有、精査、計画への反映
	市政への市民参画機会の推進	・計画や施策の策定における早い段階からの市民参画とその結果についての説明責任 ・審議会等への市民参画の促進 ・パブリックコメントなどの意見募集機会の充実
市の推進体制	市民団体への伴走支援体制の確立	・ふるさと納税寄付金集めのノウハウ共有会の実施 ・市民の意見を把握、反映するためのワークショップの実施
	組織横断的な支援体制の確立	・協働によるまちづくり職員研修の実施 ・協働事業提案制度の実施 ・自治会や地域振興協議会の活発な活動を支援

発行年月 令和7年4月1日

栗東市市民部自治振興課

〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

TEL :077-551-0290 FAX:077-551-0432

E-mail :jichishinko@city.ritto.lg.jp

栗東市 協働



みんなでつくる 元気なまち りっとう

栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画 第3版（案）

令和7年度～令和11年度（5年間）

イラスト挿入予定



（イラストはイメージです）

栗東市

令和7年4月

目次

1.行動計画策定の趣旨	1
2.行動計画の考え方	2
(1) 行動計画の目的	2
(2) 行動計画の位置づけ	2
(3) 行動計画の期間	2
3.市民参画と協働によるまちづくりの考え方	3
(1) 目的	3
(2) 基本原則	3
(3) 各主体の役割	4
(4) 市民参画と協働の形態	6
4.栗東市の現状	8
5.前回行動計画の成果と課題	9
(1) 成果と課題	10
(2) 成果指標の達成度	18
(3) その他の指標	19
(4) 市民参画と協働によるまちづくりに関するアンケート・ヒアリング調査	19
6.今回行動計画の方向性	20
(1) 基本方針	20
(2) 施策の展開	21
(3) 成果指標と参考指標	28
(4) 進行管理	29
(5) 今回行動計画の施策一覧	30
7.資料編	32
(1) 栗東市市民参画等推進委員会活動記録	32
(2) 栗東市市民参画等推進委員会委員名	32
(3) 市民団体へのヒアリング結果	33
(4) 栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例（全文）	35
(5) 用語説明	39

（「※」のついた用語は、巻末ページに用語の説明を掲載しています。）

1.行動計画策定の趣旨

本市では、市民主役、市民主導のまちづくり※実現のため、平成 21 年に「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例」を制定し、パブリックコメント※制度や市長への手紙、市長のこんにちはトーク等により、市民参画の事業を進めました。また、条例に基づく協働事業提案制度や、市職員の研修等を実施しました。

条例のさらなる具現化を目指し、平成 27 年 3 月に「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画（第 1 版：平成 27 年度～平成 31 年度）」を策定し、令和 2 年 3 月に「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画（第 2 版：令和 2 年度～令和 6 年度）」（以下、「前回行動計画」という。）として同計画を改定しました。

これら行動計画の策定や進行管理においては、条例に基づき、公募市民、市民公益活動団体※、地域コミュニティ団体※、学識経験者で構成する「栗東市市民参画等推進委員会」を設置し、公開の場で開催しています。なお、これまでの委員会の活動内容は栗東市ホームページで公開しています。

この計画を基に、市民活動が活発に行われ、様々な協働によるまちづくりが進んでいる元気で活力のあるまちの実現を目指し、「環境づくり」「担い手づくり」「情報の発信・共有」「市政への参画」と 4 つの方向性を示し、施策や取組を進めてきました。

一方で、本市を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う地域活動の担い手の減少やライフスタイルの変化、市民ニーズの多様化等大きく変化しています。また、前回行動計画期間中は、コロナ禍※で市民活動が大幅に制限されました。

令和 7 年度より、本市の最上位計画である「第六次栗東市総合計画（後期計画）」とともに、「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画（第 3 版：令和 7 年度～令和 11 年度）」（以下、「今回行動計画」という。）がスタートします。「第六次栗東市総合計画」では、「市民主体、市民協働によるまちづくり」を基本理念の 1 つに掲げ、「効率的で、創造的、発展的なまちづくりを市民の力で進める」と示しています。

今後も、市民参画と協働によるまちづくりを基本に、行動計画にもとづき市民が主体となるまちづくりを進めていきます。



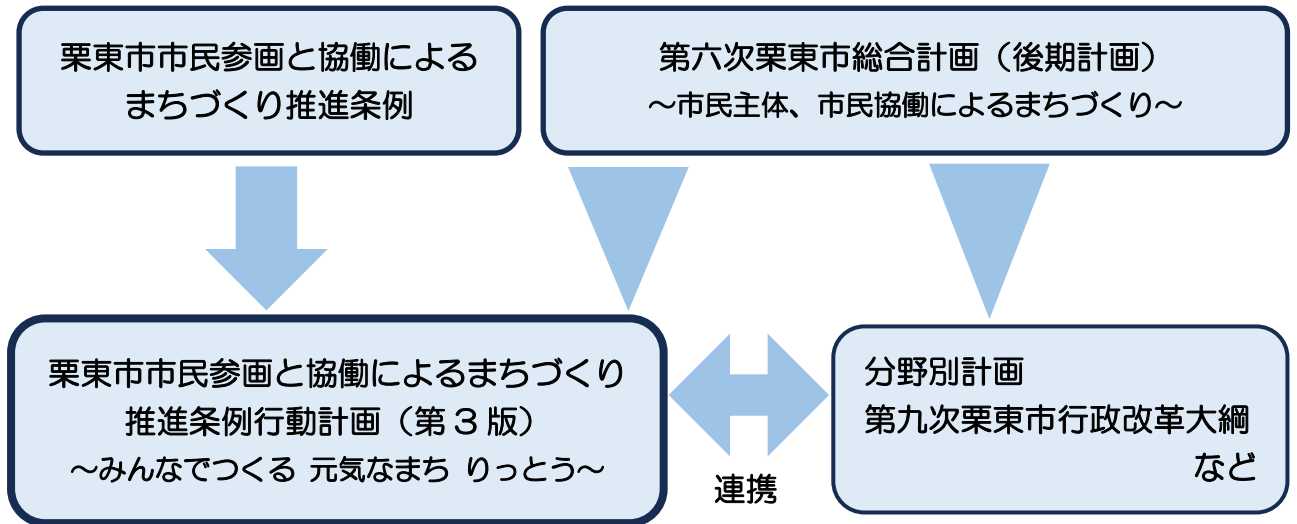
2.行動計画の考え方

(1) 行動計画の目的

今回行動計画は、「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例」の具現化を目指し、この条例の実効性を高めるための仕組みや施策を定め、市民参画と協働によるまちづくりを総合的・計画的に進めることを目的としています。

(2) 行動計画の位置づけ

今回行動計画は、「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例」を踏まえた基本理念を掲げる「第六次栗東市総合計画（後期計画）」に沿って、各分野の計画とともに推進するものです。



(3) 行動計画の期間

今回行動計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。
また、市民参画等推進委員会における検証や社会情勢の変化など必要に応じ、適宜見直します。

3.市民参画と協働によるまちづくりの考え方

(1) 目的

栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例において、その目的を次のように定めています。

(栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例 第1条)

栗東市における市民参画と協働によるまちづくりを推進するための基本的なルールや仕組みを定め、市民一人ひとりが自治の意識を高め、市民*と市*及び市民同士が対等な立場に立って、それぞれの役割分担と責任を自覚し、お互いを理解しあうことを通じて、豊かで活力に満ちた、だれもが安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的としています。

(2) 基本原則

栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例において、参画と協働の基本原則を次のように定めています。

(栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例 第3条)

本市における参画*及び協働*は、次に掲げる基本原則に基づいて行います。

- ① 市民は誰でも市政に参画できること。
- ② 市民と市はお互いの立場及び特性を理解するとともに、それぞれが役割分担をしながら協働のまちづくりを行うこと。
- ③ 市民と市は参画及び協働の推進にあたって、それぞれが有する情報を共有すること。



(イラストはイメージです)

(3) 各主体の役割

栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例において、市民や市、活動団体などの役割を次のように定めています。

① 市民の権利と役割

(栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例 第4条)

- ・市民は、自治運営の主体であり、自治運営に参加する権利があります。
- ・市民は地域社会の一員であるという認識のもと、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、地域の課題解決に向けて協力して行動します。
- ・市民は、参画及び協働にあたっては、全体の利益を考慮し、自らの意見と行動に責任を持ちます。

市民とは、

- ①市内に住所を有する人
- ②市内に通学し、又は通勤する人
- ③市内において事業、又は活動を行う人
- ④市内において事業を営む事業者及び事業所をいいます。



(イラストはイメージです)

② 市の役割

(栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例 第5条)

- ・市は、市民の多様な意見及び情報を考慮して市政を運営するために、市民の参画及び協働の機会の確保とともに、情報の提供に努めなければなりません。

市とは、市長その他の執行機関をいいます。

イラストを挿入予定

③ 市民公益活動団体の役割

(栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例 第6条)

- 市民公益活動団体は、自己の責任のもとに、それぞれの市民公益活動*の推進に努めます。

市民公益活動団体とは、自発的な参加によって行われる不特定多数の公益性のある活動を行う団体をいいます。

(イラストはイメージです)



④ 地域コミュニティ団体の役割

(栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例 第7条)

- 地域コミュニティ団体は、それぞれの地域が目指す地域社会の形成に向けて、身近な課題の解決等自主的な活動を推進し、住みよい地域づくりに努めます。

地域コミュニティ団体とは、自治会および地域振興協議会のような市民がお互いに助け合い、育み合う心豊かな生活を送ることを目的として、自主的に結ばれた組織をいいます。

(イラストはイメージです)



⑤ 事業者*の役割

(栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例 第8条)

- 事業者は、自らの責任と役割を自覚し、地域社会の一員として、社会貢献意識を持ちながら、市民参画と協働によるまちづくりについて理解を深め、多分野にわたる専門的な資源を活かし、自発的に市民参画と協働によるまちづくりの推進に協力するよう努めます。

事業者とは、市内で事業を営む事業者及び事業所をいいます。

(イラストはイメージです)



(4) 市民参画と協働の形態

① 補助・助成

広く市民やまちのためになる活動を対象に、補助や助成を行っています。

具体例 元気創造まちづくり事業
未来へつなぐ市民活動応援事業
協働事業提案制度
地域振興協議会活動支援事業補助金
自治会活動交付金

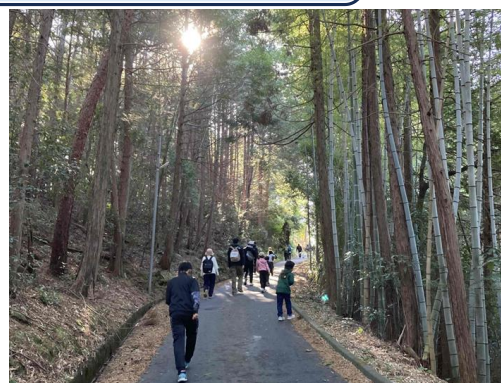


(令和6年度) 元気創造まちづくり事業公開プレゼンテーション

② 共催

市民と市がともに主催者となって一つの事業を行っています。

具体例 栗東駅前イルミネーション「きらり☆栗東」
馬に親しむ日
耐寒アベック登山大会
くりちゃんファミリーマラソン



(令和5年度) 耐寒アベック登山大会

③ 企画立案への参画

市の企画立案に市民が参加して、意見や提案を政策に反映させています。

具体例 栗東市市民参画等推進委員会
パブリックコメント

イラストを挿入予定

④ 意見交換会・聴取

市民同士や市民と議会または市が、それぞれ持つ情報を提供し合い、共有する場を設けています。

具体例 市長のこんにちはトーク
学区別自治連合会と市との懇談会

⑤ 委託・指定管理

委託では、市が責任を持って担う事業を、地域や事業者等の特性を活かして、より効果的に行っています。指定管理では、地域や事業者の特性を活かして公共施設の管理運営を行っています。

委託の具体例 広報りっとう等の音訳・点訳
指定管理の具体例 栗東芸術文化会館「さくら」、こんぜの里バンガロー村



栗東音訳グループ たんぽぽ



タビングボランティア さくら



点訳グループ つくし



4.栗東市の現状

人口動向

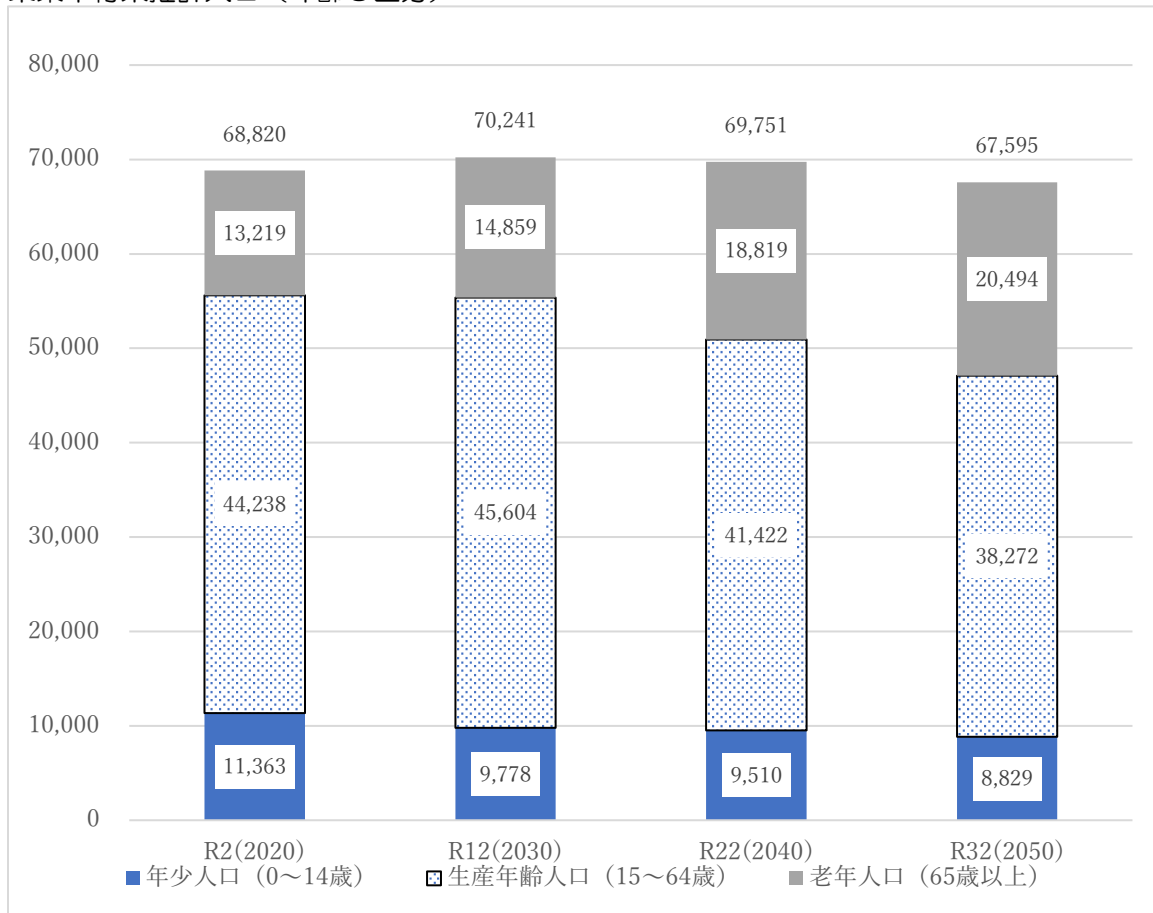
本市の人口は、今後減少局面に向かうことが予想されています。

人口構成も、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）が減少する一方、老年人口（65 歳以上）が総人口の 3 割程度を占めることが予想されます。

高齢化の進行により、税収の減少や社会保障費の増加など、行政サービスの維持困難や様々な分野における担い手不足などがより深刻になるおそれがあります。

今後さらに増大する地域課題に対応するため、これまで以上に行政と地域・市民が協働し支えあうしくみの充実が求められています。

栗東市将来推計人口（年齢3区分）



（単位：人）

※R2 は実績値、R12 年以降は推計値。

実績値は国勢調査公表値、社人研の公表データ（令和5（2023）年度推計）。

5. 前回行動計画の成果と課題

前回行動計画では、めざす姿を「ともに力を合わせてすすめる安心で元気なまちづくり」とし、4つの基本目標のもとに活動を行いました。また、その活動の成果指標として3つの指標を定めました。

（前回行動計画の詳細は、栗東市ホームページで公開しています。）

めざす姿

ともに力を合わせてすすめる 安心で元気な まちづくり

基本目標

基本目標	推進内容
【環境づくり】 多様な主体とのネットワークが構築され、誰もがまちづくりに参加できる環境が整っている。	中間支援組織の育成・支援及び組織の充実
	市民活動支援と市民提案制度の活用促進
	大学、企業等の多様な主体との連携・ネットワークの活用
【担い手づくり】 自分が住む地域を良くしたいと考え、地域ニーズや課題解決に対応し、取り組むことができる市民が増えている。	まちづくりに主体的に関わる人づくり
	まちづくり活動の担い手づくり
	協働によるまちづくりに取り組む職員の育成
【情報の発信・共有】 行政情報やまちづくりに必要な情報をみんなで共有することで、協力・連携し、市民参画や協働に活かされている。	多様な機会やメディアを活用した分かりやすい情報の発信
	市民（市民活動公益団体）が交流できる場や機会の充実
	市民（市民活動公益団体）が情報発信・共有できる機会の充実
【市政への参画】 市民が政策の形成や実施、評価などに参画し、市民ニーズに対応したまちづくりができている。	広聴制度の充実
	市政への市民参画機会の推進

成果指標

成果指標	スタート値 (平成30年度)	目標値 (令和5年度)
【指標1】協働によるまちづくりが進められていると思う市民の割合	40.8%	47.0%
【指標2】自治会などの地域活動による住民自治のまちづくりが推進されていると思う市民の割合	62.6%	70.0%
【指標3】協働による社会貢献活動を実施したいと思う事業所の割合	72.9%	75.0%

(1) 成果と課題

① 環境づくり

『中間支援組織※の育成・支援及び組織体制の充実』

- ・活動団体へのニーズ調査
- ・ボラセン、コミセン等との定期的な協議による市とのつながり強化
- ・多様な領域の中間支援組織をつなぐ総合的な支援体制の構築
- ・NPO 法人化への自立や法的課題の対策等における専門的相談支援の検討

成果 ・ ボランティア市民活動センター※と定期的な意見交換やコミュニティセンター※との情報交換会などを実施。

- ・登録ボランティア団体や個人の活動について、ボランティア市民活動センターと協議および情報の共有。

課題 ・ 中間支援組織の体制充実に向けたボランティア市民活動センターやコミュニティセンターの更なる有効活用が必要。

- ・市民活動支援制度の認知不足解消のため、中間支援組織による制度の周知・促進が必要。



(令和6年度) みてよ きいてよ たのしむボランティア交流会



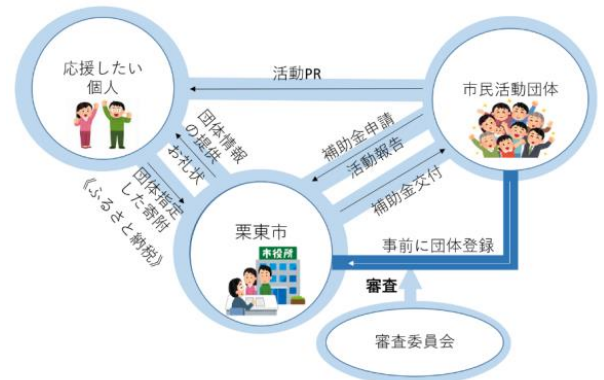
(令和6年度) 栗東駅前イルミネーション「きらり☆栗東」

『市民活動支援と市民提案制度の活用促進』

- ・元気創造まちづくり事業の実施
- ・地域振興協議会活動支援事業補助（地振協コース終了後の支援）
- ・協働事業提案制度に対する市民からの意見聴取および制度の在り方の検討

- 成果**・令和４年度に、ふるさと納税を活用した「未来へつなぐ市民活動応援事業」を創設。
- ・令和５年度に、協働事業提案制度の連携支援型を開始。

- 課題**・市民活動支援制度の内容が分かりにくいとの意見をいただいております、制度内容をより分かりやすいものに見直しが必要。
- ・協働事業提案制度の申請団体が少ないため、制度の周知・促進が必要。



未来へつなぐ市民活動応援事業の創設

『大学、企業等の多様な主体との連携・ネットワークの活用』

- ・地域と協働する企業の育成
- ・自治会・地域振興協議会との連携強化
- ・大学包括協定などを通じた連携や取り組みの推進
- ・民間事業者との協働による馬事業の実施
- ・事業者との協力連携による災害時応急復旧体制の充実

成果

締結年・締結相手方	主な取組
平成 29 年度より継続取組 龍谷大学	「まちづくり論」に職員が参加し協働の知見を持つ職員の育成プログラムを軸として、連携を継続。
令和 3 年度 株式会社セブン-イレブン・ ジャパン、栗東市内郵便局	店舗等への市の情報コーナー設置および認知症サポーター養成講座を通じ高齢者の見守りについて取り組み。
令和 4 年度 あいおいニッセイ同和損害 保険株式会社	講師派遣制度の活用や、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の社内報へ栗東市の魅力 PR 記事を掲載。
令和 4 年～令和 6 年度 大塚製薬株式会社	「運動」、「熱中症」、「食育」をテーマに各年度標語コンテストを協働開催。

上記の他、災害対応の協定について前回行動計画期間中新たに 12 件締結。

（令和 6 年 10 月末時点）

- 課題**・地域コミュニティ活性化のため、自治会や地域振興協議会などとの連携強化が必要。

② 担い手づくり

『まちづくりに主体的に関わる人づくり』

- 元気創造まちづくり事業の実施（再掲）
- 各種市民講座の充実
- 市ホームページ生涯学習講座を活用した学習機会のきっかけづくり
- 自治会加入の促進
- ボランティアへのポイント制度の活用促進

- 成果**・栗東100歳大学で講座を開催。卒業生は学びを活かして仲間と繋がりながら、それぞれが社会参加活動（就労、ボランティア活動、学び、趣味活動）を実施。
- 令和2年に「りっとう空き家バンクサポーター制度」を策定し、令和3年度より活動を開始。
 - 「ひとり親家庭福祉推進員事業」による、地域の支援体制の充実。

- 課題**・市民や市民活動団体同士の交流の場が少ないことから、多くの市民が主体的に関われる機会や場の提供や、活動を活性化させる研修の実施が必要。
- 自治会加入率の減少による地域との繋がりの希薄化を解消するため、自治会の重要性を明確化し周知する必要がある。
- （自治会加入率：H27年度 93.62% → R6年度 90.06%）



（令和6年度）栗東100歳大学



栗東100歳大学卒業生の社会貢献活動風景

『まちづくり活動の担い手づくり』

- ・ボランティア観光ガイドや福祉人材の育成および活動支援
- ・市民による国際交流の実践
- ・生涯学習活動団体・人材バンクの充実・活用促進
- ・大学包括協定などを通じた連携や取り組みの推進（再掲）
- ・地域活動のリーダー育成
- ・市民参画と協働による市民学習会の開催
- ・元気創造まちづくり事業実施団体との連携による担い手との協働

- 成果**・毎年、市民活動に役立つテーマで市民学習会を実施。
- ・「手原 SL 同好会」が結成、「元気創造まちづくり事業」と「未来へつなぐ市民活動応援事業」を活用。

市民参画と協働によるまちづくり市民学習会 開催実績

実施年度	講座内容	参加人数
R2年度	はじめての寄附募集 ～寄附を集める意味、寄附者へのアプローチ、クラウドファンディング～	15人
R3年度	継続的な寄附へのつなげ方 ～寄附を集める意味、寄附者へのアプローチ、寄附者への活動報告～	9人
R4年度	SNS※を活用した広報に必要な考え方&ポイント	14人
R5年度	学べる・チャレンジできるクラウドファンディング講座	18人
R6年度	市民活動のための SNS 活用入門講座 ～SNS を使った情報発信の方法、効果的なコツを学べる2時間～	15人

- 課題**・団体メンバーの高齢化や多様な活動の実施のため、新たな市民活動の担い手やリーダーの育成が必要。
- ・少子高齢化などにより自治会等役員のなり手不足を解消するため、負担軽減を含めた自治会の在り方を検討する必要がある。



（令和6年度）市民参画と協働によるまちづくり市民学習会

『協働によるまちづくりに取り組む職員の育成』

- ・協働推進に係る市の組織内での共有
- ・市職員の理解促進とスキルアップを図る研修の実施
- ・ファシリテーター※等の養成と意見の汲み取りスキルの向上

成果・毎年、職員を対象に協働をテーマにした研修を実施。

協働によるまちづくり職員研修（職階別） 開催実績

年度	講座内容	参加人数（対象職員）
R2年度	協働のまちづくりの考え方と技術	66／75人 （係長・主幹級職員）
R3年度	協働の意義と自治体職員の役割を考える	56／80人 （主事・主事補級職員）
R4年度	意見交換から考える、協働推進に向けた自治体職員による取り組み	68／83人 （主事・主事補級職員）
R5年度	協働によるまちづくりをどのように推進するか？ （座学）	42／81人 （係長級職員）
R6年度	協働によるまちづくりをどのように推進するか？ （グループワーク）	49／87人 （係長級職員）

課題・市職員のさらなる意識向上のため、コーディネーター※の役割を担える職員の育成が必要。

- ・職員研修の出席率が低いため、出席率を向上する働きかけが必要。



（令和6年度）協働によるまちづくり職員研修

③ 情報の発信・共有

『多様な機会やメディアを活用した分かりやすい情報の発信』

- ・まちづくり通信を活用した事例紹介
- ・広報紙やホームページ、SNS など多様な媒体の特性を活かした情報発信の充実
- ・様々なイベントの機会を活用した効果的な情報発信

成果・市民記者「りっとうミツケター」の養成講座やフォローアップ講座、SNS 講座を開催。

- ・市公式 SNS での情報発信。
- ・「市民参画と協働によるまちづくり通信」による情報発信。

市民参画と協働によるまちづくり通信 発行実績

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
発行回数	3回	2回	2回	3回	2回（12月末時点）

※紙面、HP、Facebook により発信。

課題・情報発信の多くが紙面によるものであるため、様々な方法を活用したわかりやすい情報の発信が必要。

- ・地域に密着した情報の発信手段拡充に向けた働きかけが必要。

『市民（市民公益活動団体）が交流できる場や機会の充実』

- ・元気創造まちづくり事業成果報告会の開催
- ・市民活動サポート講座における意見交換の機会創出

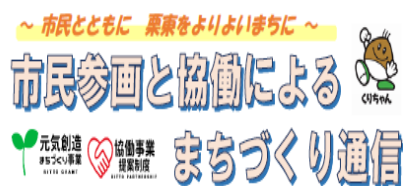
成果・市民活動支援制度の成果報告会やプレゼン発表等のサポート講座を毎年開催し、参加者同士の交流や意見交換の機会を創出。

元気創造まちづくり事業成果報告会 開催実績

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
参加団体数	3団体	9団体	7団体	6団体	7団体(予定)

課題・市民が交流できる場が少ないことから、市民講座などを通じて市民が交流できる場や機会のさらなる創出が必要。

- ・講座の参加者の多くが市民活動団体であるため、市民活動団体以外（一般参加者）への講座活用の促進が必要。



市民参画と協働によるまちづくり通信



（令和5年度）元気創造まちづくり事業成果報告会

『市民（市民公益活動団体）が情報発信・共有できる機会の充実』

- ・市民活動情報コーナーなどでの、市民公益活動団体等の活動内容の情報発信・共有
- ・市民による情報発信
- ・必要な情報が集まり共有できるプラットフォーム※の検討

- 成果**・市民活動情報センターや各コミュニティセンター、「うますぎる栗東」などで市民活動内容に関する情報発信を支援。
- ・市ホームページを活用したコミュニティセンターの情報発信。

- 課題**・市民が情報発信できる場が少ないため、情報発信や共有ができる機会の拡充。
- ・新たな情報発信の機会創出が必要。
 - ・市民活動情報コーナーの情報が市から発信しているものが多いため、市民活動団体の掲示物の掲示促進が必要。

④ 市政への参画

『広聴制度の充実』

- ・市民が意見を出しやすい意見聴取の方法や、ともに理解を図る場の検討
- ・市民と市の懇談会の場の充実
- ・パブリックコメントや市民説明会など意見募集機会の充実
- ・市民から提案された意見の共有、精査、計画への反映

- 成果**・「市長への手紙」「市長のこんにちはトーク」「まちづくり出前トーク」「学区別自治連合会での市政報告および懇談会」「パブリックコメント」を実施。

市民参画の実績

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (11月末時点)
市長への手紙	266 通	222 通	369 通	228 通	148 通
市長のこんにちはトーク	1 回	1 回	4 回	3 回	2 回
まちづくり出前トーク	18 回	15 回	44 回	69 回	48 回
市長と気軽にまちづくり座談会	—	4 回	—	—	廃止
学区別自治連合会と 市との懇談会	9 学区	中止*	7 学区	9 学区	9 学区 (予定)

* 新型コロナウイルス感染拡大防止のため

パブリックコメントの実績

実施年度	計画件数	意見件数	主な計画
R2年度	11件	28件	第四次栗東市都市計画マスタープラン 栗東市企業立地推進計画
R3年度	7件	40件	第二次栗東市人権擁護計画 栗東市農業振興基本計画
R4年度	6件	6件	栗東市個人情報保護法施行条例の制定方針 第4期栗東市地域福祉計画
R5年度	10件	7件	第9期栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 栗東市環境基本計画行動計画
R6年度 (11月末時点)	5件	6件	栗東市地域公共交通計画 栗東市デジタル田園都市総合戦略（第3期総合戦略）

- 課題**・市民への広聴制度の周知と市民の参加への取り組みが必要。
・意見件数の少ない計画等があるため、パブリックコメント実施の周知・促進が必要。

『市政への市民参画機会の推進』

- ・計画や施策の策定における早い段階からの市民参画と結果についての説明責任
- ・審議会等への市民参画の促進
- ・市民懇談会の開催等による市民意見の反映
- ・市民の意見を把握・反映するためのワークショップの実施

- 成果**・各分野における計画策定や改訂、審議会、アンケート等を実施。
課題・市民への参画制度の周知と市民の参加への取り組みが必要。
・市民の意見をより広く把握・反映するための場や機会の創出が必要。



(令和6年度) 市長のこんにちはトーク

（２）成果指標の達成度

市民参画と協働によるまちづくりが進んでいるか客観的に把握するための成果指標を定め、各推進項目の評価・検証を行っています。

計画期間の大半が、新型コロナウイルス感染拡大の影響で大幅に市民活動が制限されました。また、活動への機運の後退の傾向がみられました。

その中で工夫して取組みを継続された事例もありましたが、成果指標全てにおいて計画未達成となっています。



（イラストはイメージです）

成果指標 1

○協働によるまちづくりが進められていると思う市民の割合



成果指標 2

○自治会などの地域活動による住民自治のまちづくりが推進されていると思う市民の割合



成果指標 3

○協働による社会貢献活動を実施したいと思う事業所の割合



（３）その他の指標

市民公益活動団体数

市内の主な市民公益活動団体数	H26 年度	H30 年度	R5年度
元気創造まちづくり事業実施団体数（累計）	30 団体	37 団体	59 団体
協働事業提案制度提案団体数（累計）	9 団体	10 団体	10 団体
ボランティア登録団体数	72 団体	82 団体	85 団体
NPO 法人数	9 法人	15 法人	14 法人

意識調査

質問項目	H26 年度	H30 年度	H5年度
自治会等の地域活動によるまちづくりが進んでいると感じる市民の割合	61.1%	62.6%	57.3%
市政への市民参画や市民と行政との協働が進んでいると感じる市民の割合	39.0%	40.8%	30.3%
社会貢献活動に取り組んでいる事業所の割合	99.0%	89.8%	95.0%

活動実績団体数の推移

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
元気創造まちづくり事業	5 団体	7 団体	5 団体	2 団体	1 団体
地域振興協議会活動支援事業補助	—	1 団体	—	—	—
未来へつなぐ市民活動応援事業	—	—	3 団体	4 団体	5 団体
協働事業提案制度	—	—	—	—	1 団体

（４）市民参画と協働によるまちづくりに関するアンケート・ヒアリング調査

前回計画の各推進項目の進行管理や、今回行動計画の策定を目的として、アンケート調査およびヒアリング調査を実施しました。すべてのアンケート調査結果は、栗東市ホームページで公開しています。また、ヒアリング調査は「7. 資料編」に掲載しております。

6.今回行動計画の方向性

(1) 基本方針

めざす姿

市民活動が活発に行われ、
様々な協働によるまちづくりが進んでいる元気で活力のあるまち

スローガン

みんなでつくる 元気なまち りっとう

めざす姿・スローガンを実践していくため、前回行動計画の基本目標に「市の推進体制」を追加し、5つの基本目標を設定しました。

(今回行動計画は栗東市ホームページでも公開しております。)

基本目標

基本目標	推進内容
【環境づくり】 多様な主体とのネットワークが構築され、誰もがまちづくりに参加しやすい環境が整っている。	中間支援組織の育成・支援及び組織の充実
	市民活動支援と市民提案制度の活用促進
	企業等の多様な主体との連携・ネットワークの活用
	市民や事業者のシビックプライド※（市に対する市民の誇り）の醸成
【担い手づくり】 自分が住む地域を良くしたいと考え、地域課題に取り組むことができる市民が増えている。	まちづくりに主体的に関わる人づくり
	まちづくり活動の担い手づくり
	協働によるまちづくりに取り組む職員の育成
	コーディネーターの役割を担える職員の配置や育成
【情報の発信・共有】 行政情報やまちづくりに必要な情報を広く発信・共有できている。	多様な機会やメディアを活用した分かりやすい情報の発信
	市民（市民公益活動団体）が交流できる場や機会の充実
	市民（市民公益活動団体）が情報発信・共有できる機会の充実
【市政への参画】 市民が政策の形成や実施、評価などに参画し、市民ニーズに対応したまちづくりができている。	広聴制度の充実
	市政への市民参画機会の推進
【市の推進体制】 全ての職員が協働に求められるスキルを身につけ、伴走支援と組織横断的な協働を実践できている。	活動団体への伴走支援体制の確立
	組織横断的な支援体制の確立

（２）施策の展開

① 環境づくり

『中間支援組織の育成・支援及び組織体制の充実』

- ・活動団体へのニーズ調査
- ・ボラセン、コミセン等との定期的な協議による市とのつながり強化
- ・中間支援組織が多様な領域をつなぐ体制の構築

ボランティア市民活動センターやコミュニティセンターなどについて中間支援組織としての機能の充実を図ります。多様な地域や活動主体が連携、協働していけるよう、コーディネート機能を有する中間支援組織の体制とネットワークづくりに取り組みます。

『市民活動支援と市民提案制度の活用促進』

- ・元気創造まちづくり事業の実施
- ・地域振興協議会活動支援事業補助
- ・協働事業提案制度に対する市民からの意見聴取および制度の在り方の検討

事業実施後の協働事業の展望の検証および制度の在り方について見直しを行い、市民と市が共に活用しやすい制度に改善します。また、協働事業提案制度の活性化を図るため、市民からの意見聴取を行い制度の在り方を検討します。



（イラストはイメージです）

『企業等の多様な主体との連携・ネットワークの活用』

- 地域と協働する企業の育成
- 自治会・地域振興協議会との連携強化
- 民間事業者との協働による事業の実施
- 事業者との協力連携による災害時応急復旧体制の充実

市民（地域コミュニティ団体・市民公益活動団体）との積極的な対話により、課題やニーズを把握し連携します。市民と市にとってよりよい効果を期待できるか見極めながら、企業等の多様な主体と連携することで、ネットワークを活用したパートナーシップのまちづくりを展開していきます。

『市民や事業者のシビックプライド（市に対する市民の誇り）の醸成』

- 地域の魅力を外部に発信
- 市民が自らのアイデアや活動を実現できる環境の整備
- 市民参加型のイベントやプロジェクトを支援するための枠組みの構築
- イベントなどを通じて、地域の魅力を再発見し、抱えている課題の解決策を提案
- 自治会や地域振興協議会の活動を促進し、住み続けたいと思えるまちづくりの実施

市民や事業者にシビックプライドを育むことは、地域社会の活性化や魅力の向上に寄与し、住民の協力を促進します。シビックプライドを醸成するため、地域の魅力を外部に積極的に発信し、市民が自分たちのアイデアや活動を実現できる環境を整備していきます。



（イラストはイメージです）

② 担い手づくり

『まちづくりに主体的に関わる人づくり』

- ・元気創造まちづくり事業の実施（再掲）
- ・各種市民講座や市民大学の充実と活性化
- ・生涯学習講座を活用した学習機会のきっかけづくり
- ・自治会加入の促進
- ・ボランティアへのポイント制度の活用促進

各種テーマ・目的に応じた市民講座を開催するとともに、体系的に示すことで講座への参加を促します。また、元気創造まちづくり事業や地域活動を通して、市民活動への理解を深めるとともに、まちづくりに関する市民の当事者意識を醸成します。その他、ボランティアポイント制度の活用促進など、やりがいを感じられる事業を実施することで、まちづくりに参加するきっかけをつくり出します。

『まちづくり活動の担い手づくり』

- ・ボランティア観光ガイドや福祉人材の育成および活動支援
- ・市民による国際交流の実践
- ・地域活動のリーダー育成
- ・市民参画と協働による市民学習会の開催
- ・元気創造まちづくり事業実施団体との連携による担い手との協働

学習会等の充実により担い手の発掘や人材育成に取り組めます。また、知識や技能を有する人材を登録し協働する市民人材バンクについて、所属部署間の情報共有を図り、横断的に登録し、協働を促進できる仕組みづくりを行います。

『協働によるまちづくりに取り組む職員の育成』

- 協働推進にかかる市の組織内での情報共有
- 市職員の理解促進とスキルアップを図る職員研修の実施
- ファシリテーター等の養成と意見の汲み取りスキルの向上

様々な事業が協働により実施されるよう、所属部署間で協働に関する情報を共有し、全庁的な事業連携を促進します。また、職員の市民参画と協働への理解と実践に向けて、市民参画と協働の視点を持ち業務に取り組む職員を育成します。職員の協働の意識を向上させ、親切丁寧なアドバイスを行っていきます。

『コーディネーターの役割を担える職員の配置や育成』

- 元気創造まちづくり事業サポート講座の実施
- ボランティア市民活動センターやコミュニティセンターとの定期的な協議を実施

ボランティア市民活動センターやコミュニティセンターなどの中間支援を担う組織の充実や市民活動の活性化を目指します。市では研修などを実施し地域における課題の解決や協働を促進する職員を育成していきます。



(イラストはイメージです)

③ 情報の発信・共有

『多様な機会やメディアを活用した分かりやすい情報の発信』

- ・ 広報紙やホームページ、SNS など多様な媒体の特性を活かした情報発信の充実
- ・ デジタルを活用した情報発信等をテーマにした市民学習会の開催
- ・ 様々なイベントの機会を活用した効果的な情報発信
- ・ まちづくり通信を活用した事例紹介

市民（地域コミュニティ団体・市民公益活動団体）やボランティアに関する情報や活動内容、地域イベント情報など、まちづくりに関する情報を、市広報紙やホームページ、SNS など多様な媒体を使い効果的に発信します。情報を発信するときは、分かりやすい表現や見やすいレイアウトに努め、市民が活用・共有しやすいよう工夫します。また各課の情報発信を積極的に行っていきます。

『市民（市民公益活動団体）が交流できる場や機会の充実』

- ・ 元気創造まちづくり事業成果報告会の開催
- ・ 市民活動サポート講座における意見交換の機会創出

市民や市民公益活動団体が、地域課題や活動内容を共有するためのネットワークを構築することで、お互いに協力し、助け合うことのできる関係づくりにつなげます。

『市民（市民公益活動団体）が情報発信・共有できる機会の充実』

- ・ 様々な方法を活用した市民公益活動団体等の活動内容の情報発信・共有
- ・ 市民による情報発信

市民（地域コミュニティ団体・市民公益活動団体）がイベントや講座案内など、市民活動に関する情報を発信し、共有できるよう、市民活動情報コーナーや市公式 SNS の積極的な活用を促します。また、市民（市民公益活動団体）の活動に役立つ講座や補助金・助成金に関する情報収集、発信、市公式 SNS への投稿など、市民が主体的に情報発信できる機会を充実させます。

④ 市政への参画

『広聴制度の充実』

- ・ 市民が意見を出しやすい意見聴取の方法や、共に理解を図る場の検討
- ・ 市民と市の懇談会の場の充実
- ・ 市民から提案された意見の共有、精査、計画への反映

市政に対する意見や提案を広く聴くことを目的に、「市長への手紙」や「市長のこんにちはトーク」などに取り組んでいますが、より一層市民が市政に参加しやすく、意見を出しやすい環境をつくるために、市民ニーズを踏まえた広聴制度の充実に取り組み、広く市政への参画を呼びかけます。また、市民と市が懇談する機会として「学区別自治連合会での市政報告および懇談会」などを実施していますが、ワークショップの開催の検討など、さらなる充実に努めます。市民の意見や提案を各課で共有し、市政に取り入れ、よりよいまちづくりにつなげます。

『市政への市民参画機会の推進』

- ・ 計画や施策の策定における早い段階からの市民参画と結果についての説明責任
- ・ 審議会等への市民参画の促進
- ・ パブリックコメントなどの意見募集機会の充実

市政や市民の声を反映するため、パブリックコメントや審議会への参加などの周知に努め、市民の参画を進めます。



栗東市
RITTO CITY

※令和6年12月現在

現在の位置 [ホーム](#) > [市政](#) > [市へのご意見](#) > [パブリックコメント](#)

パブリックコメント

栗東市 パブコメ



[栗東市パブリックコメント制度について](#)

[現在実施・実施予定のパブリックコメント・結果のお知らせ](#)

⑤ 市の推進体制

『活動団体への伴走支援体制の確立』

- ふるさと納税寄附金集めのノウハウ共有会の実施
- 市民の意見を把握、反映するためのワークショップの実施

活発な市民活動には、市民のみならず市が積極的に関与し共に行動していくことが重要です。研修などを通じた協働の意識やスキル向上、ワークショップ実施による活動団体のニーズ把握など、活動団体への伴走支援を行っていきます。また、市民活動支援制度の見直しも必要に応じ検討し、利用の促進を図っていきます。

『組織横断的な支援体制の確立』

- 協働によるまちづくり職員研修の実施
- 協働事業提案制度の実施
- 自治会や地域振興協議会の活発な活動を支援

市では所属部署間の情報共有を図り、各課と連携し事業を促進します。全ての職員が協働の意識を持ち、組織横断的な協働を目指します。また、地域コミュニティ活動の重要性、必要性を認識してもらえるよう、自治会や地域振興協議会の活動を周知・支援します。各推進施策の進捗管理を行い、掲げた成果指標の達成を目指します。



（イラストはイメージです）

(3) 成果指標と参考指標

前回行動計画では、コロナ禍で市民活動が大幅に制限され、成果指標を達成することができませんでした。今回行動計画では、市民団体支援制度の活性化を目指し、申請団体数を成果指標としました。また、前回行動計画の成果指標を参考指標とし、目標値を引き継いで再スタートします。

成果指標

〇市民団体支援制度の申請団体数（累計値）

前回計画期間累計
34 件

中間目標値
16 件
(令和 7~8 年度累計)



最終目標値
40 件
(令和 7~11 年度累計)

- 《実施する施策》
- ・元気創造まちづくり事業の実施
 - ・未来へつなぐ市民活動応援事業の実施
 - ・協働事業提案制度の実施

参考指標

①協働によるまちづくりが進められていると思う市民の割合

スタート値
30.3%
(令和 5 年度)



中間目標値
40.8%
(令和 8 年度)



最終目標値
47.0%
(令和 10 年度)

②自治会などの地域活動による住民自治のまちづくりが推進されていると思う市民の割合

スタート値
57.3%
(令和 5 年度)



中間目標値
62.6%
(令和 8 年度)



最終目標値
70.0%
(令和 10 年度)

③協働による社会貢献活動を実施したいと思う事業所の割合

スタート値
72.3%
(令和 5 年度)

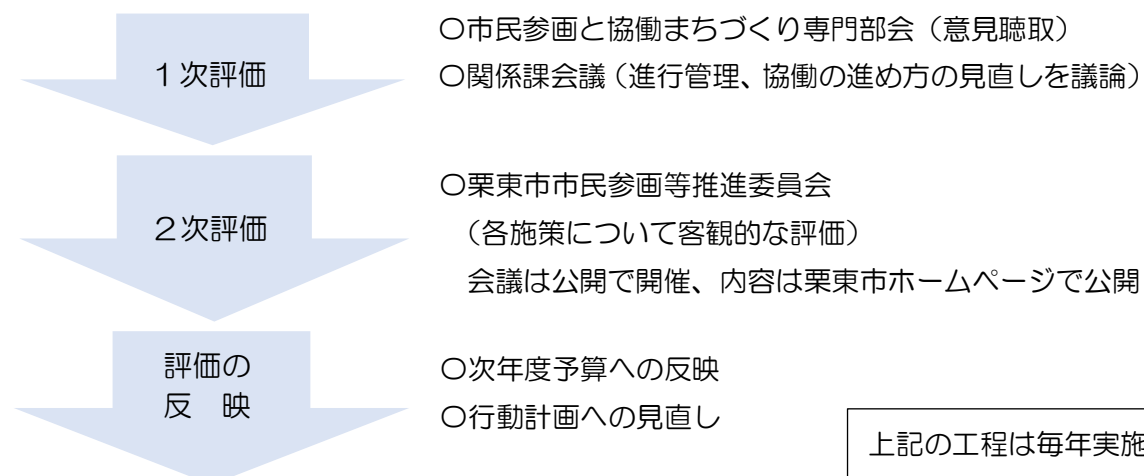


中間目標値
72.9%
(令和 8 年度)

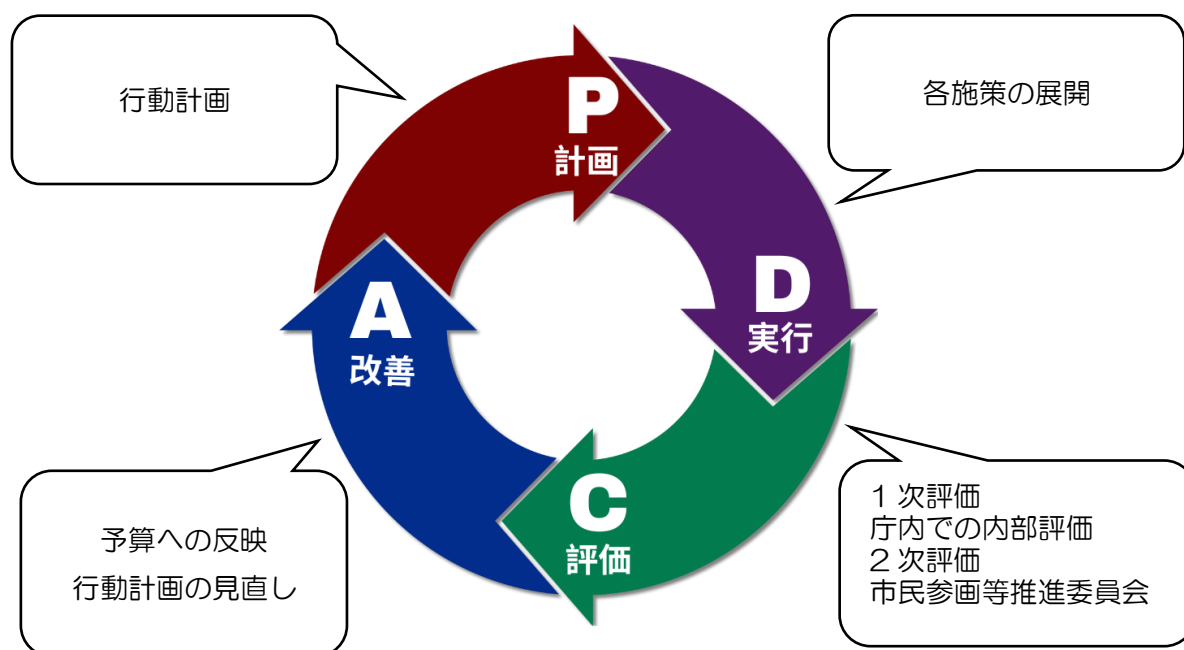


最終目標値
75.0%
(令和 10 年)

(4) 進行管理



項目/年度		R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年
計画（Plan）・ 実行（Do）		計画策定 （Plan）	計画期間 （Do）				
評価 （check）	1次評価		評価	評価	評価	評価	評価
	市民 アンケート			アンケート 調査		アンケート 調査	
	2次評価		評価	評価	評価	評価	評価
改善（Action）			改善	改善	改善	改善	改善



(5) 今回行動計画の施策一覧

「新規」に○がついている施策は、今回行動計画における目標達成のための施策として新たに追加したものです。
担当課で現在実施されているものも含まれています。

基本目標	新規	施策	期間・頻度
環境づくり		中間支援組織の育成・支援及び組織体制の充実	
		・活動団体へのニーズ調査	継続
		・ボラセン、コミセン等との定期的な協議による市とのつながりの強化	継続
		・中間支援組織が多様な領域をつなぐ体制の構築	継続
		市民活動支援と市民提案制度の活用促進	
		・元気創造まちづくり事業の実施	継続
		・地域振興協議会活動支援事業補助	継続
		・協働事業提案制度に対する市民からの意見聴取および制度の在り方の検討	継続
		企業等の多様な主体との連携・ネットワークの活用	
		・地域と協働する企業の育成	継続
		・自治会・地域振興協議会との連携強化	継続
		・民間事業者との協働による事業の実施	継続
		・事業者との協力連携による災害時応急復旧体制の充実	継続
	○	市民や事業者のシビックプライド（市に対する市民の誇り）の醸成	
	○	・地域の魅力を外部に発信	新規
	○	・市民が自らのアイデアや活動を実現できる環境の整備	新規
	○	・市民参加型のイベントやプロジェクトを支援するための枠組みの構築	新規
	○	・イベントなどを通じて、地域の魅力を再発見し、抱えている課題の解決策を提案	新規
	○	・自治会や地域振興協議会の活動を促進し、住み続けたいと思えるまちづくりの実施	新規
担い手づくり		まちづくりに主体的に関わる人づくり	
		・元気創造まちづくり事業の実施	継続
		・各種市民講座や市民大学の充実と活性	継続
		・生涯学習講座を活用した学習機会のきっかけづくり	継続
		・自治会加入の促進	継続
		・ボランティアへのポイント制度の活用促進	継続
		まちづくり活動の担い手づくり	
		・ボランティア観光ガイドや福祉人材の育成および活動支援	継続
		・市民による国際交流の実践	継続
		・地域活動のリーダー育成	継続
		・市民参画と協働による市民学習会の開催	年1回
		・元気創造まちづくり事業実施団体との連携による担い手との協働	継続
		協働によるまちづくりに取り組む職員の育成	
		・協働推進にかかる市の組織内での情報共有	継続
		・市職員の理解促進とスキルアップを図る職員研修の実施	継続
		・ファシリテーター等の養成と意見の汲み取りスキルの向上	継続
	○	コーディネーターの役割を担える職員の配置や育成	
	○	・元気創造まちづくり事業サポート講座の実施	年2回
	○	・ボランティア市民活動センターやコミュニティセンターとの定期的な協議を実施	年2回以上

基本目標	新規	施 策	期間・頻度
情報の発信・共有		多様な機会やメディアを活用した分かりやすい情報の発信	
		・広報紙やホームページ、SNSなど多様な媒体の特性を活かした情報発信の充実	継続
	○	・デジタルを活用した情報発信等をテーマにした市民学習会の開催	年1回
		・様々なイベントの機会を活用した効果的な情報発信	継続
		・まちづくり通信を活用した事例紹介	年3回以上
		市民（市民公益活動団体）が交流できる場や機会の充実	
		・元気創造まちづくり事業成果報告会の開催	年1回
		・市民活動サポート講座における意見交換の機会創出	年2回
		市民（市民公益活動団体）が情報発信・共有できる機会の充実	
		・様々な方法を活用した市民公益活動団体等の活動内容の情報発信・共有	継続
		・市民による情報発信	継続
市政への参画		広聴制度の充実	
		・市民が意見を出しやすい意見聴取の方法や、共に理解を図る場の検討	継続
		・市民と市の懇談会の場の充実	継続
		・市民から提案された意見の共有、精査、計画への反映	継続
		市政への市民参画機会の推進	
		・計画や施策の策定における早い段階からの市民参画とその結果についての説明責任	継続
		・審議会等への市民参画の促進	継続
		・パブリックコメントなどの意見募集機会の充実	継続
市の推進体制	○	市民団体への伴走支援体制の確立	
	○	・ふるさと納税寄附金集めのノウハウ共有会の実施	年1回
	○	・市民の意見を把握、反映するためのワークショップの実施	年1回
	○	組織横断的な支援体制の確立	
	○	・協働によるまちづくり職員研修の実施	年1回
	○	・協働事業提案制度の実施	継続
	○	・自治会や地域振興協議会の活発な活動を支援	継続

*各施策の取組み内容は随時見直しを行います。

7.資料編

(1) 栗東市市民参画等推進委員会活動記録

前回行動計画期間中の栗東市市民参画等推進委員会の開催状況は以下の通りです。

なお、委員会活動の詳細は栗東市ホームページで公開しています。

年度	日時	委員会	取組内容
R2年度	令和2年 7月 9日	第1回 栗東市市民参画等推進委員会	行動計画進捗報告
	令和3年 3月 29日	第2回 栗東市市民参画等推進委員会	行動計画実績報告
R3年度	令和3年 7月 5日	第1回 栗東市市民参画等推進委員会	行動計画進捗報告
	令和4年 3月 25日	第2回 栗東市市民参画等推進委員会	行動計画実績報告
R4年度	令和4年 7月 4日	第1回 栗東市市民参画等推進委員会	行動計画進捗報告
	令和5年 3月 28日	第2回 栗東市市民参画等推進委員会	行動計画実績報告
R5年度	令和5年 7月 4日	第1回 栗東市市民参画等推進委員会	行動計画進捗報告
	令和5年10月		事業所アンケート実施（130社）
	令和6年12月		市民アンケート実施（618件）
	令和6年 2月		市民団体アンケート実施（43団体）
R6年度	令和6年 3月 9日	第2回 栗東市市民参画等推進委員会	行動計画実績報告
	令和6年 8月		各課現状調査実施
	令和6年 8月 6日	第1回 栗東市市民参画等推進委員会	行動計画進捗報告
	令和6年 9月 25日		市民団体ヒアリング実施（1団体）
	令和6年10月 19日		市民団体ヒアリング実施（3団体）
	令和6年10月 24日	第2回 栗東市市民参画等推進委員会	行動計画進捗報告、行動計画骨子報告
	令和6年11月 26日	第3回 栗東市市民参画等推進委員会	行動計画進捗報告、行動計画素案報告
R7年度	令和7年 2月	第4回 栗東市市民参画等推進委員会（予定）	行動計画実績報告
	令和7年 4月 1日		「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画第3版」策定（予定）

(2) 栗東市市民参画等推進委員会委員名

任期 令和5年7月4日～令和7年3月31日（敬称略）

	区分	団体名・役職	氏名
委員長	学識経験者	同志社大学名誉教授	新川 達郎
副委員長	地域コミュニティ団体代表者	栗東市自治連合会	高野 正勝
	公募による市民	市民	村田 希
	公募による市民	市民	石橋 英洋
	市民公益活動団体代表者	栗東市社会福祉協議会（地域福祉課長）	太田 忠行
	市民公益活動団体代表者	太陽グループ	池田 久代
	市民公益活動団体代表者	くりちゃん絵手紙	宮川 眞由美
	市民公益活動団体代表者	認定特定非営利活動法人しがNPO センター	幡 郁枝
	地域コミュニティ団体代表者	栗東市地域振興協議会連絡会	中村 昌司
	学識経験者	まちづくりネット東近江 代表理事	西川 実佐子
	学識経験者	滋賀県立大学環境科学部准教授	平岡 俊一

(3) 市民団体へのヒアリング結果

実施日 令和6年9月25日(水) 元気創造まちづくり事業サポート講座

場所 コミュニティセンター大宝東

団体 栗太郡衙岡遺跡と周辺保存会

実施日 令和6年10月19日(土) ボランティア交流会

場所 なごやかセンター

団体 なごやかサークル おやし塾 キャロット

質問項目 N=4

No.	質問	回答
①	「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例」を知っているか。	はい, 1 いいえ, 3
②	「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画」を知っているか。	いいえ, 4
③	「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画」の令和7年度～令和11年度分が現在作成中であることを知っているか。	いいえ, 4
④	「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画」の市民への周知は十分と思うか。	いいえ, 4
⑤	団体員における団塊の世代(1947年～50年生まれ)の割合はどの程度か。	• 団体の半数以上が団塊の世代。 • 団塊の世代よりも上の世代が多い。
⑥	団体の告知、広報等でSNSを利用して	Facebook を利用 はい, 1 いいえ, 3

⑦	市民団体向け広報等における SNS の使い方講座を開催したら参加したいか。	時間が合えば参加したい はい, 1 いいえ, 3
---	---------------------------------------	---

No.	質問	回答
⑧	コミュニティセンターを利用したことがあるか。	ある, 2 ない, 2
⑨	平成 18 年に公民館からコミュニティセンターに変わって、現在まで何か変化や違いを感じたか。	公民館は市職員が運営している印象。コミセンは学区ごとに地域の方が運営している印象で親しみをを感じる。
⑩	市職員の協働に対する理解・意識についてどう思うか。	・担当課以外の部署では協働に対する活気がない。 ・コミセン職員に関しては協働の理解・意識が高いと感じる。
⑪	団体運営での課題や悩み、市と協働したいことできること及び市に期待することはあるか。	・団体メンバーの高齢化・担い手不足。 ・活動場所の確保が難しい。 ・コミセンの利用料金が高い。 ・補助金制度が煩雑であり簡略化してほしい。

《ヒアリング結果のまとめ》

・「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例」「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画」の認知が低かったことから、様々な広報手段などの活用により条例や計画の周知を図ることが課題です。

・市職員の協働に対する理解・意識については、コミセンの職員は協働の理解・意識は高いとの意見がある一方、自治振興課以外の部署では協働に対する活気がないとの意見があり、市職員の意識向上が課題となっています。

・団体運営での課題や悩みについては、引き続き「団体メンバーの高齢化」や「担い手不足」など人員に対する悩みや「補助金制度を簡略化して欲しい」と市民団体支援制度への意見がありました。

《ヒアリング回答に対し実施する施策》

- ・協働事業提案制度に対する市民からの意見聴取および制度の在り方の検討
- ・市職員の理解促進とスキルアップを図る職員研修の実施

（４）栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例 （全文）

栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例

目次

前文

第１章 総則（第１条-第８条）

第２章 市民参画（第９条-第１２条）

第３章 協働の推進（第１３条・第１４条）

第４章 栗東市市民参画等推進委員会（第１５条）

第５章 雑則（第１６条・第１７条）



（イラストはイメージです）

附則

美しく豊かな自然環境と貴重な歴史文化遺産に恵まれ、古来、交通の要衝として栄えてきた私たちのまち「栗東」は、先人の築き上げた誇りある歴史と文化を受け継ぎながら、それぞれの時代にふさわしいまちづくりを進め、繁栄を続けています。

このまちに住んでよかったと思い、このまちに誇りをもって語り、生きがいのある暮らしをすることは、私たち栗東市民みんなの願いです。

ここにこの条例を定めることにより、次代を担う子どもたちがわがまちに愛着をもてるように、私たち市民が、人と人とのつながりを大切にし、様々な人が行きかい、ふれあい、安心して暮らせるまちを、知恵を出し合い、力をあわせて自分たちで築きあげ、活力あるまちを目指し、このまちを育んでいきましょう。

第１章 総則

（目的）

第１条 この条例は、栗東市における市民参画と協働によるまちづくりを推進するための基本的なルールや仕組みを定め、市民一人ひとりが自治の意識を高め、市民と市及び市民同士が対等な立場に立って、それぞれの役割分担と責任を自覚し、お互いを理解し合うことを通じて、豊かで活力に満ちた、だれもが安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的とします。

（定義）

第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

（１） 市民 次に掲げるものをいいます。

ア 市内に住所を有する人

イ 市内に通学し、又は通勤する人

ウ 市内において事業又は活動を行う人

エ 市内において事業又は活動を行う法人その他の団体

（２） 事業者 市内で事業を営む事業者及び事業所をいいます。

（３） 市 市長その他の執行機関をいいます。

（４） 参画 市民が市の政策等の企画立案、実施及び評価に自主的に参加することをいいます。

（５） 協働 まちづくりを推進するために、市民と市がそれぞれの果たすべき役割を自覚しながら、対等な立場で、信頼関係を構築しつつ相互に補完しながら共に行動することをいいます。

- (6) まちづくり 心豊かにかつ快適に暮らせる生活環境及び安心して活動できる安全な地域社会を創るための公共的な活動をいいます。
- (7) 市民公益活動 次に掲げるものを除き、自発的な参加によって行われる不特定多数の公益性のある活動をいいます。
 - ア 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動
 - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいいます。以下同じです。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含みます。）、公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反することを目的とする活動
- (8) 市民公益活動団体 市民公益活動を行う市民団体をいいます。
- (9) 地域コミュニティ団体 自治会及び地域振興協議会のような市民がお互いに助け合い、育み合う心豊かな生活を送ることを目的として、自主的に結ばれた組織をいいます。

（基本原則）

第3条 本市における参画及び協働は、次に掲げる基本原則に基づいて行います。

- (1) 市民は誰でも市政に参画できること。
- (2) 市民と市はお互いの立場及び特性を理解するとともに、それぞれが役割分担をしながら協働のまちづくりを行うこと。
- (3) 市民と市は参画及び協働の推進にあたって、それぞれが有する情報を共有すること。

（市民の権利と役割）

第4条 市民は、自治運営の主体であり、自治運営に参加する権利があります。

2 市民は、地域社会の一員であるという認識のもと、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、地域の課題解決に向けて協力して行動します。

3 市民は、参画及び協働にあたっては、全体の利益を考慮し、自らの意見と行動に責任を持ちます。

（市の役割）

第5条 市は、市民の多様な意見及び情報を考慮して市政を運営するために、市民の参画及び協働の機会の確保とともに、情報の提供に努めなければなりません。

（市民公益活動団体の役割）

第6条 市民公益活動団体は、自己の責任のもとに、それぞれの市民公益活動の推進に努めます。

（地域コミュニティ団体の役割）

第7条 地域コミュニティ団体は、それぞれの地域が目指す地域社会の形成に向けて、身近な課題の解決等自主的な活動を推進し、住みよい地域づくりに努めます。

（事業者の役割）

第8条 事業者は、自らの責任と役割を自覚し、地域社会の一員として、社会貢献意識を持ちながら、市民参画と協働によるまちづくりについて理解を深め、多分野にわたる専門的な資源を活かし、自発的に市民参画と協働によるまちづくりの推進に協力するよう努めます。

第2章 市民参画

（市民参画の機会）

第9条 市は、市民参画を求めて政策を企画立案しようとする場合は、当該政策の決定前

から市民参画を求めなければなりません。

（市民参画の対象）

第10条 市民参画の対象となる事項（以下「対象事項」といいます。）は、次に掲げるとおりとします。

- （1）本市の憲章、宣言等の策定及び変更
- （2）市政の基本的な計画等の策定及び変更
- （3）市政の基本的な方針を定める条例の制定及び改廃
- （4）市が実施する大規模な施設の設置その他の公共事業に係る計画等の策定及び変更のうち規則で定めるもの
- （5）市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定及び改廃（市税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第3項又は第7項の規定により新たな税目を起こす場合を除く。）、分担金、使用料、加入金、手数料その他これらに類するもの及び利用料金に関するものを除く。）
- （6）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象事項としないことができます。

- （1）軽易なもの
- （2）緊急に行わなければならないもの
- （3）法令の規定により実施の基準が定められているもの
- （4）市の内部の事務処理等に関するもの

（市民参画手続）

第11条 市は、次に掲げる市民参画の手続（以下「市民参画手続」といいます。）のうち、対象事項にふさわしくかつ効果的な市民参画を求め、企画立案しなければなりません。

- （1）審議会その他の附属機関による審議
- （2）意向調査の実施
- （3）ワークショップ（市民が主体性をもって研究し、及び議論することをいいます。）の開催
- （4）意見交換会の開催
- （5）パブリックコメント（意思決定過程で必要な情報を公表し、市民に意見を求め、これを考慮して意思決定することをいいます。）の実施

2 市は、複数の市民参画手続を実施した方がより市民の意見を的確に反映できると認められるときは、複数の市民参画手続を実施するよう努めなければなりません。

3 市は、前条第2項の規定により市民参画手続を実施しないと決定したときは、その理由を公表しなければなりません。

4 市は、第1項に定めるもののほか、より効果的と認められる市民参画手続があるときは、これを積極的に用いるよう努めます。

（市民参画の結果の公表）

第12条 市は、市民参画を求めた場合は、市民からの意見又は提案を考慮して、意思決定を行うとともに、意見に対する結果を公表します。

第3章 協働の推進

（協働の推進）

第13条 市は、協働を推進するため、適切かつ効果的であると認めるものを実施するよう努めます。

2 市は、協働が円滑に進むよう必要な措置を講じます。

（協働事業提案制度）

第14条 市民、地域コミュニティ団体又は市民公益活動団体は、規則で定めるところに

より、市長に対して市と役割分担して行う協働によるまちづくり事業を提案することができます。

- 2 市長は、前項の規定により提案があったときは、必要に応じ、次条第1項に規定する栗東市市民参画等推進委員会の意見を求め、その意見を考慮し、協働によるまちづくり事業として取り組むか否かを決定します。

第4章 栗東市市民参画等推進委員会 (栗東市市民参画等推進委員会の設置)

第15条 市民参画及び協働をより推進させるとともに、時代の動きに的確に対応させるため、栗東市市民参画等推進委員会（以下「推進委員会」といいます。）を置きます。

- 2 推進委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、委員12人以内で組織します。

- (1) 公募による市民
- (2) 市民公益活動団体の代表者
- (3) 地域コミュニティ団体の代表者
- (4) 学識経験者

- 3 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

- 4 推進委員会は、市の諮問に応じて次に掲げる事項について、調査し、及び審議します。

- (1) この条例に基づき実施される市民参画手続等の進行管理及び評価
- (2) 市民参画及び協働を推進するために必要な施策、方策等の研究
- (3) 前条第2項の規定により意見を求められている事項
- (4) その他市が必要と認める事項

- 5 推進委員会は、審議を通じて必要があると認めるときは、市に意見を述べるすることができます。

第5章 雑則 (条例の見直し)

第16条 市長は、社会情勢の変化並びに市民参画及び協働の推進状況に応じて、積極的にこの条例の見直しを行います。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定めます。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行します。ただし、第14条の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

(適用除外)

- 2 この条例の施行の際、対象事業のうち、現に策定等に着手し、かつ、市民参画手続を行うことが困難と認められるものについては、第2章の規定を適用しません。

(栗東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 栗東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年栗東町条例第24号）の一部を次のように改正します。別表住居表示審議会の部の次に次のように加えます。

市民参画等推進委員会 委員長 〃 5,900円 委員 〃 5,700円

(5) 用語説明

用語		解説
え	SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、LINEなどの、オンライン上で人々がつながり、情報を共有するためのプラットフォームのことをいいます。
き	協働	まちづくりを推進するために、市民と市がそれぞれの果たすべき役割を自覚しながら、対等な立場で、信頼関係を構築しつつ相互に補完しながら共に行動することをいいます。
こ	コーディネーター	人々や物事を組織し、調整し、一緒に働くことを可能にする人物をいいます。
こ	コミュニティセンター	各学区の住民自治組織が管理運営する地域の特性にあった住民主導のまちづくり拠点のことをいいます。地域住民と行政をつなぐ場として活用し、自然災害時の避難場所としての施設としても位置付けられ、略して「コミセン」と呼ばれます。
こ	コロナ禍	新型コロナウイルス感染症の流行によって引き起こされる、様々な災いのことをいいます。
さ	参画	市民が市の政策等の企画立案、実施及び評価に自主的に参加することをいいます。
し	市	市長その他の執行機関をいいます。
し	市民	次に掲げるものをいいます。 ア 市内に住所を有する人 イ 市内に通学し、又は通勤する人 ウ 市内において事業又は活動を行う人 エ 市内において事業又は活動を行う法人その他の団体
し	市民公益活動	次に掲げるものを除き、自発的な参加によって行われる不特定多数の公益性のある活動をいいます。 ア 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動 イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動 ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動 エ 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいいます。以下同じです。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含みます。）、公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反することを目的とする活動

用語		解説
し	市民公益活動団体	市民公益活動を行う市民団体をいいます。
し	シビックプライド	市に誇りを持ち、市をよくするために貢献しようとする自負心のことをいいます。
し	事業者	市内で事業を営む事業者及び事業所をいいます。
ち	地域コミュニティ団体	自治会及び地域振興協議会のような市民がお互いに助け合い、育み合う心豊かな生活を送ることを目的として、自主的に結ばれた組織をいいます。
ち	中間支援組織	行政と地域の間に立ち、様々な活動の支援をする組織のことをいいます。組織が持つノウハウやネットワーク、情報などを活用した中間支援業務を行う組織として、その機能と役割が期待されています。
は	パブリックコメント	市民生活に広く影響を及ぼす姿勢の基本的な計画、条例等を立案する過程において、これらの素案の段階で、趣旨、内容等を公表し、その案について市民等から意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行う一連の手続きをいいます。
ふ	ファシリテーター	様々な活動の中で、中立的な立場から議論を促進し、参加者の相互理解や合意形成を支援する役割を担う人のことをいいます。活動団体による問題解決の意思決定プロセスを円滑に進める重要な存在と言えます。
ふ	プラットフォーム	サービスなどを利用する「土台」や「場所」を意味する言葉です。本計画では、市民をつなぐ「場」や「仕組み」を意味しています。
ほ	ボランティア市民活動センター	地域におけるボランティア活動や市民活動を幅広く支援する組織のことをいいます。略して「ボラセン」と呼ばれます。
ま	まちづくり	心豊かにかつ快適に暮らせる生活環境及び安心して活動できる安全な地域社会を創るための公共的な活動をいいます。



発行年月 令和 7 年 4 月 1 日

発 行 栗東市

編 集 栗東市市民部自治振興課

〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目 13 番 33 号

☎ 077-551-0290 📠 077-551-0432

✉ jichishinko@city.ritto.lg.jp

他課からの意見および対応(各課照会1回目)

	部署	該当箇所	意見	対応
1	健康増進課	P11『大学、企業等の多様な主体との連携・ネットワークの活用』	成果について、締結年度順に並べるのがよいのではないか。	P.11の表を締結年度順に修正
2	健康増進課	P11『大学、企業等の多様な主体との連携・ネットワークの活用』	「令和４年度　大手製薬会社」とあるが、大塚製薬株式会社との協働事業については令和６年度までの実施予定であり、令和７年度以降の実施については未定であるため削除していただきたい。	前回計画期の成果であるため掲載
3	生涯学習課	第3版（素案）P13 『まちづくり活動の担い手づくり』の３点目 ・生涯学習団体・人材バンク～	生涯学習活動団体…活動を入れてください。	P.13「生涯学習活動団体」に修正
4	生涯学習課	具体的な施策一覧	寄付…寄附ではありませんか？(他のページもあります。)	「寄附」に修正
5	生涯学習課	具体的な施策一覧	「様々」と「さまざま」の統一(他のページもあります。)	「様々」に統一
6	学校教育課	6 ページ③後援具体例 栗東駅前夏祭り	本件に関して、「栗東夏祭り実行委員会 代表 濱田光宏」から本市教育長あて令和6年4月19日付けで本市教育委員会の後援承認申請が提出され、同4月22日付け栗教委学第658号にて後援名義の使用を承認しましたが、同委員会が主催する「栗東駅前夏祭り2024」は、本市立小・中学校在籍の児童・生徒が学校行事として参画している訳でもなく、当該表記が本市学校教育活動の一環として誤って捉えられる恐れがあることから「（学校教育課）」の表記を削除願います。	P.6③後援を削除
7	広報課	全体を通して	広報誌　→　広報紙	「広報紙」に修正
8	広報課	P.15、P.25	市民記者「ミツケーター」に関する記載について、R7以降の運用について検討中であることから、R7以降は「ミツケーター」や市民記者養成講座等の文言を削除いただくようお願いします。	P.15成果の「市民記者「りっとうミツケーター」の養成講座やフォローアップ講座、SNS講座を開催。」を削除 代わりに「市公式SNSでの情報発信」を追加 p.25『市民（市民公益活動団体）が情報発信・共有できる機会の充実』の「市民記者による」を削除
9	保険年金課	素案　３０、３１ページ 施策一覧	期間・頻度が「新規」となっていましたが、市民大学が新規事業のように捉えられてしまう可能性があるため、“今回行動計画の施策に取り上げるのが新規”と分かるような注釈があった方がよいのではと思いました。	P.30「新規」の説明を追加
10	長寿福祉課	P12	成果 一行目 栗東１００歳大学がコロナ禍で、ＺＯＯＭ講座を実施 →削除をお願いします。コロナ禍により一部の講座にＺＯＯＭを活用したのみであるため成果ではありません。	P.12成果の「栗東１００歳大学がコロナ禍で、ＺＯＯＭ講座を実施」を削除

他課からの意見および対応(各課照会1回目)

	部署	該当箇所	意見	対応
11	長寿福祉課	P12	四行目 栗東１００歳大学開催実績一覧 →削除の上、下記一文の追加をお願いします。 ・栗東１００歳大学での講座を開催し、卒業後は学びを活かして仲間と繋がりながら、それぞれが社会参加活動（就労、ボランティア活動、学び、趣味活動）を実施。	P.12成果の栗東１００歳大学開催実績の表を削除 代わりに「栗東１００歳大学での講座を開催し、卒業後は学びを活かして仲間と繋がりながら、それぞれが社会参加活動（就労、ボランティア活動、学び、趣味活動）を実施。」を追加
12	子育て支援課	P16～17	④市政への参画 「広報制度の充実」と「市政への市民参加機会の推進」の課題が、市民への広聴制度の周知と市民の参加への取り組み。と記載されており、推進内容と同じ表現になっていますが、どのように周知していくのか、どのように参加への取り組みを推進していくのか、「市政への市民参画機会の推進」の実績を記載した上で、何が課題なのか具体的な課題を記載するとわかりやすく、当課が実施している小・中学校等でのこどもの意見を聴くワークショップについても、協働のまちづくりや市民参画推進のための開催目的ではないですが、記載内容によっては、該当の可能性も出てくるのではないかと思います	P.17「市政への市民参加機会の推進」の課題を修正
13	子育て支援課	P18成果指標の達成度	例えばネットを活用した活動など、新型コロナウイルスの感染拡大の影響がある中でも取り組まれた活動があれば、記載されると達成度に対する分析内容が深くなるのではないのでしょうか？また、どれくらい市民活動が制限されたのか、もしデータを持っておられれば、今後の活動の在り方を示すうえでも記載されると良いと思います。	P.18の文章を修正
14	地方創生企画課	P.8 「栗東市将来展望人口」	「将来展望人口」という使い方はあまり見かけないため、「将来推計人口（年齢3区分）」としてはいかがでしょう。	P.8「将来推計人口（年齢3区分）」に修正
15	地方創生企画課	P.8 「栗東市将来展望人口」の注釈の2行目	「…、社人研の公表データ（令和５（２０２３）」の続きが切れています。	P.8「…、社人研の公表データ（令和５（2023）年度推計）。」に修正
16	地方創生企画課	P.9 「５．前回行動計画の成果と課題」の「目指す姿」以下の図表について	次のページから（P.10～P.27）の記載内容との関係性がわかりにくいように思います（例えば、現在記載されている基本目標の表では、項目として「環境づくり」、それに対する基本目標として「多様な主体とのネットワーク…環境が整っている」と表記されていますが、P.10では前回計画に記載があった推進内容「①中間支援組織の…組織体制の充実」の見出しに対する取り組み内容とそれに対する成果と課題が記載されているため、どこから「①中間支援組織の…組織体制の充実」の見出しが出てきたのかわからない）ので、「目指す姿」と「基本目標」の図表を前期計画P.11の体系図に差し替えてはいかがでしょうか。	P.9基本目標の表を修正

他課からの意見および対応(各課照会1回目)

	部署	該当箇所	意見	対応
17	地方創生企画課	P.9 「5. 前回行動計画の成果と課題」の「目指す姿」以下の図表について	P.9には、前回計画の成果指標の記載がありますが、スタート値、目標値にいつの時点の数値なのかの記載がなく、わかりにくいように感じました。この成果指標については、P.18にも別立てで「（2）成果指標の達成度」としてP.9の表にそれぞれの値の年次と、令和5年度の実績値の記載がありますが、同じような内容のものが2つ記載されているように感じてしまうので、記載方法等について整理をされてはいかがでしょうか（P.9の成果指標を表仕立てにするなど）。	P.9成果指標を表に変更
18	地方創生企画課	P.20 「6. 今回の行動計画の方向性」について	先の3点目と同様、「基本目標」の表について、具体的な推進内容（「①中間支援組織の育成・支援及び組織体制の充実」など）を記載した方が次のページからの「（2）施策の展開」の中身とのつながりがわかりやすいのではないのでしょうか。	P.20基本目標の表を修正
19	秘書広聴課	P6 ③後援	後援が協働になるとは思えないので削除。	P.6③後援を削除
20	秘書広聴課	P7 ⑤意見交換会	「市民同士や市民と議会・市が、・・・」を「市民同士や市民と議会または市が、・・・」にしてはどうか。 議会と市がセットになっているように捉えられるため。	P.7「市民同士や市民と議会または市が、・・・」に修正
21	秘書広聴課	P7 ⑤意見交換会	具体例にある市長への手紙は意見交換の場ではないため削除。	P.7具体例の「市長への手紙」を削除
22	秘書広聴課	P7 ⑤意見交換会	具体例にある市長への手紙、市長のこんにちはトーク、まちづくり出前トークは合意形成を図る場ではないため削除。	P.7④「意見交換会」を「意見交換会・聴取」に修正 「合意形成を図っています。」の部分を修正
23	秘書広聴課	P16 ④市政への参画「広聴制度の充実」	市民参画の実績の数字が違う。 市長への手紙 R2：266通、R3:222通、R4：369通、R5：228通 まちづくり出前トーク R3：15回、R5：69回 令和6年度の数字についていつ時点にするのか？ 11月末時点とするのであれば、市長への手紙148通、市長のこんにちはトーク2回、まちづくり出前トーク48回となる。	P.16実績値を修正

他課からの意見および対応(各課照会1回目)

	部署	該当箇所	意見	対応
24	秘書広聴課	P17 パブリックコメント実績	R6年度の数字について、12月時点が12月のどの時点を指しているのかわからないが、12月時点だとパブコメ実施中のものがあり、意見数を集約できないので11月末時点にしてはどうか。そうすると、 計画件数 5件、意見件数6件となる。 また、掲載されている主な計画もパブコメ実施中のものとなるので、パブコメが終了している「栗東市地域公共交通計画」「栗東市デジタル田園都市総合戦略（第3期総合戦略）」などにしてはどうか。	P.17実績値と主な計画を修正
25	秘書広聴課	P17 「市政への市民参画機会の推進」	成果のところで、「各分野における計画策定や改訂」に市民参画があったのか？この書き方だとそれぞれの内容（審議会やアンケート）に市民参画があって、パブコメとは別に市民参画があったようにとれる。	審議会、アンケートを市民参画としている、「パブリックコメント」は削除
26	秘書広聴課	P17 「市政への市民参画機会の推進」	パブコメは四角に囲まれている4項目には当てはまらない。	P.17成果の「パブリックコメント」を削除
27	秘書広聴課	P17 「市政への市民参画機会の推進」	課題について、「広聴制度の充実」と同じ内容になっているが、一緒ではおかしいのではないか。	P.17「市政への市民参加機会の推進」の課題を修正
28	秘書広聴課	P17 「市政への市民参画機会の推進」	実績の写真については令和6年度実施の写真と差替え。	P.17写真の差し替え
29	秘書広聴課	P26 「広聴制度の充実」	市民説明会とは何を想定しているのか。各種事業の説明会？想定がないのであれば削除してもいいのではないか。	P.26「市民説明会」の削除
30	秘書広聴課	P26 「市政への市民参画機会の推進」	「市民の意見を把握、反映するための機会創出」とは何のことを言っているのか。パブコメのことを言っているのであれば「広聴制度の充実」で言っているのでそちらに含めばいいのではないか。	P.26「市民の意見を把握、反映するための機会創出」を削除
31	秘書広聴課	P26 「市政への市民参画機会の推進」	四角枠の下でパブコメのことを言っているが、「広聴制度の充実」で言っているので削除。	P.26パブコメについては「市政への市民参画機会の推進」に記載
32	秘書広聴課	P26 「市政への市民参画機会の推進」	そもそもパブコメは広聴、市民参画どちらで掲載するのか。広聴と市民参画の定義は？	パブコメは市民参画として掲載
33	政策調整課	総論	現在、「自治会のあり方」問題が注目される中で、本行動計画で当該課題を取り上げていないように思われる。自治連でも取り上げられている自治会や地振協の問題を、どのように考えているのか、何らかの形で示すべき。	P.10～17の各課題に自治会・地振協関係のものを追加
34	政策調整課	P2 （2）行動計画の位置づけ 体系図	行動計画は、条例の具現化のためのものであるなら、この体系の位置ではないのではないか。	P.2体系図の修正
35	政策調整課	P2 （2）行動計画の位置づけ 体系図	『分野別計画』との関連で、現在策定中の「第九次栗東市行政改革大綱」では、『市民参画と協働の取り組みについては「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画」に委ねる』と記載するので、『分野別計画』に大綱を記載していただけると、関連がわかりやすいと考える。	P.2「分野別計画」に「第九次栗東市行政改革大綱」を追加
36	政策調整課	P10～17 成果と課題	どの「推進内容」においても、「課題」の導き出し方がよくわからない。現行計画の期間中に何もしていないのか、取り組みが不足しているのか、不明。「課題」とする理由を記載するべきではないか。	P.10～17の各課題に「課題」として挙げた理由を追加

他課からの意見および対応(各課照会1回目)

	部署	該当箇所	意見	対応
37	政策調整課	P10～17 成果と課題	どの「推進内容」においても、「推進内容」の項目と「成果」が連動していない。明らかに「推進内容」の項目が多く、「成果」の項目が少ない。成果が記載されていないと、その取り組みを実施していないように見えるが、取り組みは行っているのではないか。評価検証が不十分なのではないか。	P10～17に課題を追加掲載し、今回計画期間中の具体的な取組みにつなげていく
38	政策調整課	P11 『大学、企業等の多様な主体との連携・ネットワークの活用』の「成果」	民間事業者名を伏せているが、包括連携協定については公開しているものなので、企業名を伏せる必要はないと考える。	P.11具体的な企業名を表記
39	政策調整課	P11 『大学、企業等の多様な主体との連携・ネットワークの活用』の「成果」	包括連携協定だけではなく、各担当課で取り組んでいる事業連携協定（特に災害対応の協定数など）も掲載してはどうか。 （個別の連携協定については、政策調整課で、R6.10に照会してまとめたものがあるので情報提供しますが、計画への掲載内容については、個々の担当課に確認してください。）	P.11災害対応の協定数を追加
40	政策調整課	P11 『大学、企業等の多様な主体との連携・ネットワークの活用』の「成果」	「令和４年度大手製薬会社」の取組が協定締結のみとなっているが、主担当である健康増進課で取り組みをなされているのではないか。他の事業者との取り組みについても、協定締結時から令和６年度の取り組みが記載されているか、確認が必要ではないか。（単年度の取り組み内容になっていないか）	P.11大塚製薬株式会社との取組みを修正
41	政策調整課	P18 （２）成果指標の達成度	コロナ禍の影響のためと書いているが、市民活動への機運の後退など、それ以外の要因も考えられるのではないか。	P.18の文章を修正
42	政策調整課	P19 （市民参画と協働によるまちづくりに関するアンケート・ヒアリング調査	前回計画の進行管理や今回計画の策定を目的として実施したアンケートなら、アンケート調査結果の概要を記載するべきだと考える。	アンケート調査結果を別途PDF資料としてまとめて、HPの素案と同じページに掲載予定(ページ数の関係でアンケート概要の掲載が難しいため)
43	政策調整課	P22 『企業等の多様な主体との連携・ネットワークの活用』	「・民間事業者との協働による馬事業の実施」とあるが、「馬事業」に限定する必要はないと考える。 （現行計画でも、「成果」として記載がない。）	P.22「馬事業」の馬を削除
44	政策調整課	P22 『企業等の多様な主体との連携・ネットワークの活用』	『市民や事業者のシビックプライド（市に対する市民の誇り）の醸成』について、囲み内の具体的な取り組みが少ない。記載の２つだけでは、「市民が自分たちのアイデアや活動を実現できる環境の整備」はできないのではないか。	P.22「市民や事業者のシビックプライド（市に対する市民の誇り）の醸成」の取り組み内容を追加
45	政策調整課	P25 中段 『市民（市民公益団体）が・・・』	「公益」のフォントが小さい。	P.25「公益」のフォントを修正
46	政策調整課	P27 ⑤市の推進体制	市の推進体制として、関係課による協議も無いまま、組織横断的な取り組みを記載して良いのか。	P.29に記載しているように今回計画期間で進行管理として、関係課会議・専門部会を行う
47	政策調整課	P27 ⑤市の推進体制	今後の推進体制として、どのような体制を想定しているのか、わからない。	P.29に記載しているように今回計画期間で進行管理として、関係課会議・専門部会を行う
48	政策調整課	P28 成果指標	記載の指標は、成果指標ではなく、活動（アウトプット）指標ではないか。	委員会の中で成果指標として承認されたため修正なし

他課からの意見および対応(各課照会1回目)

	部署	該当箇所	意見	対応
49	政策調整課	P33 （３）市民団体へのヒアリング結果	「はい」と「いいえ」の数が目視で分かりやすいように、グラフを用いてはどうか。	P.33ヒアリング結果をグラフで表記

他課からの意見および対応(各課照会2回目)

	部署	該当箇所	意見	対応
1	長寿福祉課	P12	成果 一行目 栗東１００歳大学での講座を開催。七、卒業生後は学びを活かして仲間と繋がりながら、それぞれが社会参加活動（就労、ボランティア活動、学び、趣味活動）を実施。	「栗東１００歳大学で講座を開催。卒業生は学びを活かして仲間と繋がりながら、それぞれが社会参加活動（就労、ボランティア活動、学び、趣味活動）を実施。」に修正
2	社会福祉課	6ページ ③企画立案への対応 具体例 地域福祉計画委員会	地域福祉計画委員会に市民の公募委員が参画していますが、公募委員は全委員１９人中２人ですので、必ずしも記載内容に沿ったものになっていません。 従いまして、具体例の中で地域福祉計画委員会の記載を削除願います。	「地域福祉計画委員会」の記載を削除
3	広報課	P.15	ミツケーターの件について、P.15の成果は消さずに、そのまま問題ありません。	P.15のミツケーターについての成果は記載
4	秘書広聴課	P29 （４）進行管理 下部の表	PDCAサイクルを表したものとなっているが、左上の「今回行動計画」はどの計画を指しているのか。現行？今年度見直し後？毎年見直し後の計画？	「行動計画」に修正
5	秘書広聴課	P32 （１）栗東市市民参画等推進委員会活動記録	令和７年２月１８日、令和７年４月１日の未来の日付はパブコメの上では削除しておくか「予定」といれておいた方がいいのでは。	第4回 栗東市市民参画等推進委員会（予定）と記載
6	秘書広聴課	P32 （１）栗東市市民参画等推進委員会活動記録	令和７年４月１日「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画第3版」策定の「策定」は、これからつくるようにもとれるので削除あるいは「予定」または違う言葉の方がいいのではないか。	「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画第3版」策定（予定）と記載
7	秘書広聴課	P35 （４）栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例	１行目の「栗東市条例第８号」はここでは必要ないのでは。	「栗東市条例第８号」を削除
8	政策調整課	P10～P17 「課題」	「課題」のところで、「〇〇のため、△△。」（例：市民活動支援制度の認知不足解消のため、中間支援組織による制度の周知・促進。）という表現にされていますが、「〇〇」が課題であり、「△△」は課題に対する対応策だと思われます。「△△が必要。」という表現の方がよいのではないのでしょうか。（複数箇所と同様の書き方になっています）	「△△が必要。」という表現に修正
9	政策調整課	P11 『大学、企業等の多様な主体との連携・ネットワークの活用』の「成果」	包括連携協定の事業者名を記載するのであれば、「等」ではなく、事業者名を記載すべきと考えます。 令和３年度 株式会社セブンーイレブン・ジャパン等 →令和３年度 株式会社セブンーイレブン・ジャパン、栗東市内郵便局	「令和３年度 株式会社セブンーイレブン・ジャパン、栗東市内郵便局」に修正
10	政策調整課	P11 『大学、企業等の多様な主体との連携・ネットワークの活用』の「成果」	包括連携協定の表について、「取組」を「主な取組」と記載した方が良くと考えます。 （すべての取り組みが記載されているわけではないため）	「主な取組」に修正
11	政策調整課	P11 『大学、企業等の多様な主体との連携・ネットワークの活用』の「成果」	「上記の他、災害対応の協定が について 前回行動計画期間中新たに１２件締結。」と記載した方が良くと考えます。	「上記の他、災害対応の協定について前回行動計画期間中新たに１２件締結。」に修正

他課からの意見および対応(各課照会2回目)

	部署	該当箇所	意見	対応
12	政策調整課	P11 『大学、企業等の多様な主体との連携・ネットワークの活用』の「課題」	課題として「非常時に官民連携で対応できるため、災害時応急復旧体制の充実が必要。」と追記されていますが、「災害時応急復旧体制の充実」に目標値があるのでしょうか？ 計画期間中に12件の協定締結をされているようですが、不十分なので課題とするということですか？	「非常時に官民連携で対応できるため、災害時応急復旧体制の充実が必要。」を削除
13	政策調整課	P11 『大学、企業等の多様な主体との連携・ネットワークの活用』の「課題」	「非常時に官民連携で対応できるため」という文章表現で良いのか、担当課に確認されてはいかがでしょうか。	「非常時に官民連携で対応できるため、災害時応急復旧体制の充実が必要。」を削除
14	政策調整課	P22 『企業等の多様な主体との連携・ネットワークの活用』	説明書きの段落の始まりがずれている。（市民（地域コミュニティ団体・・・）	段落の始まりを修正
15	政策調整課	P22 『市民や事業者のシビックプライド※（市に対する市民の誇り）の醸成』	・説明書きの段落の始まりがずれている。（市民や事業者にシビックプライドを・・・）	段落の始まりを修正
16	政策調整課	P23 『まちづくりに主体的に関わる人づくり』	P13に自治会長などの役員のなり手不足と追記されたが、それに対応するような取り組みがない。	「少子高齢化などにより自治会等役員のなり手不足を解消するため、負担軽減を含めた自治会の在り方を検討する必要がある。」に修正。 また、P.12についても「自治会加入率の減少による地域との繋がり希薄化を解消するため、自治会の重要性を明確化し周知する必要がある。」に修正
17	政策調整課	他課からの意見および対応No.33	「自治会のあり方」問題は、追記されたレベルの問題として良いのか疑問です。	自治会のあり方については、別途プロジェクト会議を開くなど進めている。そうしたことから、行動計画にはこの内容の記載としたい。
18	政策調整課	他課からの意見および対応No.46、No.47	専門部会、関係課会議を新たに設定するのであれば、計画策定段階から会議は開催すべきと考えます。	本来なら計画段階から会議を開催すべきだったと思う。計画策定後、専門部会での意見聴取や関係課会議での進行管理により取り組んでいきたい。 今回、関係課への意見聴取を行っている。